

# お茶の水女子大学学报

第 61 号

お茶の水女子大学庶務課発行

## 目 次

関係法令	1
学内規程	2
人事	17
学事	29
諸報	32
日誌(抄)	40

## 関係法令

### 【法 律】

- 学校教育法の一部を改正する法律（法律第25号、5月25日官報）
- 国立学校設置法の一部を改正する法律（法律第26号、5月25日官報）
- 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（法律第31号、5月26日官報）
- 恩給法等の一部を改正する法律（法律第51号、6月3日官報）
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改訂に関する法律等の一部を改正する法律（法律第52号、6月3日官報）

### 【政 令】

- 日本育英会法施行令の一部を改正する政令（政令第64号、4月1日官報）
- 児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第117号、5月18日官報）
- 学校教育法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第124号、5月25日官報）
- 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令（政令第125号、5月25日官報）
- 恩給給与規則の一部を改正する政令（政令第136号、6月3日官報）

- 恩給法の一部を改正する法律附則第24条第5項及び第11項の服務期間等並びに同法附則第43条の2第1項の外国特殊機関の職員を定める政令の一部を改正する政令（政令第137号、6月3日官報）
- 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第173号、6月29日官報）
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第174号、6月29日官報）
- 国家公務員共済組合法による年金の額の改定に関する政令を廃止する政令（政令第181号、6月30日官報）

### 【府 令】

- 人事記録の記載事項等に関する総理府令の一部を改正する総理府令（総理府令第18号、4月23日官報）
- 恩給給与細則の一部を改正する総理府令（総理府令第34号、6月3日官報）
- 恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定手続等に関する総理府令（総理府令第35号、6月3日官報）

### 【省 令】

- 国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令（文部省令第11号、4月1日官報）
- 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（文部省令第14号、4月1日官報）
- 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（文部省令第15号、4月1日官報）
- 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第16号、5月10日官報）
- 文部省定員規則の一部を改正する省令（文部省令第17号、5月10日官報）
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（文部省令第18号、5月10日官報）
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令等の一部を改正する省令（文部省令第24号、5月10日官報）

- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令  
(文部省令第26号、5月25日官報)
  - 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第27号、5月25日官報)
  - 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令  
(文部省令第29号、5月31日官報)
  - 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵省令第20号、7月19日官報)
  - 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の六に規定する仮定俸給の額等を定める省令の一部を改正する省令(大蔵省令第21号、7月19日官報)
  - 高等専門学校設置基準及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第32号、7月24日官報)
- 【規 則】
- 俸給等の支給の一部を改正する規則(人事院規則9-7、4月1日官報)
  - 初任給、昇格、昇給等の基準の一部を改正する規則(人事院規則9-8、4月1日官報)
  - 期末手当及び勤勉手当の一部を改正する規則  
(人事院規則9-40、4月1日官報)
  - 職員の災害補償の一部を改正する規則(人事院規則16-0、4月1日官報)
  - 非常勤職員の給与の一部を改正する規則(人事院規則9-1、4月8日官報)
  - 俸給の調整額の一部を改正する規則(人事院規則9-6、5月10日官報)
  - 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(人事院規則9-17、5月10日官報)
  - 特殊勤務手当の一部を改正する規則(人事院規則9-30、5月10日官報)
  - 宿日直勤務の一部を改正する規則(人事院規則15-9、5月20日官報)
  - 災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(人事院規則16-3、5月22日官報)
  - 補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則  
(人事院規則16-4、5月22日官報)
  - 人事院事務総局の組織の一部を改正する規則  
(人事院規則2-3、5月26日官報)
  - 災害補償についての審査の申立ての全部を改正する規則(人事院規則13-3、5月26日官報)
  - 給与の決定に関する審査の申立ての一部を改正する規則(人事院規則13-4、5月26日官報)

- 職員の災害補償の一部を改正する規則(人事院規則16-0、5月26日官報)
- 船員である職員に係る災害補償の特例の一部を改正する規則(人事院規則16-2、5月26日官報)
- 災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(人事院規則16-3、5月26日官報)
- 補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則  
(人事院規則16-4、5月26日官報)
- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(人事院規則9-17、6月1日官報)
- 俸給の調整額の一部を改正する規則(人事院規則9-6、6月28日官報)
- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(人事院規則9-17、7月1日官報)

【告 示】

- 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の規定に基づき認可申請書その他の書類の様式及び提出部数を定める等の件(文部省告示第87号、5月12日官報)

学 内 規 程

- お茶の水女子大学規則第1号  
お茶の水女子大学附属図書館文献複写規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
昭和51年5月12日  
お茶の水女子大学長 市 古 宙 三  
お茶の水女子大学附属図書館文献複写規程の一部を改正する規程  
お茶の水女子大学附属図書館文献複写規程の一部を次のように改正する。  
第5条の別表文献複写料金表中「30円」を「40円」に、「35円」を「45円」に改める。  
附 則  
この規程は、昭和51年5月12日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- お茶の水女子大学規則第2号  
お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程を次のように定める。  
昭和51年6月1日  
お茶の水女子大学長 市 古 宙 三  
お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、お茶の女子大学大学院規則第48条第2項の規定に基づき、人間文化研究科(以下「研究科」という。)の研究科会議(以下「会議」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 会議は、研究科の授業及び研究指導を担当する教授をもって構成する。

2 前項の会議の定めるところにより、研究科の授業及び研究指導を担当する助教授及び専任講師を加えることができる。

(会議の招集及び議長)

第3条 研究科長は、会議を招集してその議長となる。

第4条 議長にやむを得ない事故があるときは、会議の構成員である教授の中から研究科長の指名する者がその職務を代行する。

第5条 会議構成員の4分の1以上の要求があるときは、議長は会議を招集しなければならない。

(会議の定足数)

第6条 会議の成立には、会議構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 海外出張中、休職中及び長期病気休暇中の者は、会議の構成員に算入しない。

(議事の決定)

第7条 議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第8条 会議は、次の事項を審議する。

- 一 専攻及び大講座並びに教育及び研究に関する施設の設置、廃止に関する事項
- 二 授業科目の種類及び構成に関する事項
- 三 研究科の授業及び研究指導担当教官の選考に関する事項
- 四 学生の入学、留学、休学、退学、転学及び課程修了の認定に関する事項
- 五 学位の授与及び取消に関する事項
- 六 学生の厚生補導に関する事項
- 七 学生の懲戒に関する事項
- 八 その他研究科の管理運営に関する重要事項

(運営委員会)

第9条 会議に、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(補 則)

第10条 会議の議事の手続きその他運営上の必要事項は、この会議で定める。

第11条 会議の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、当分の間庶務課長をもってあてる。

附 則

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

○ お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学評議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和51年6月1日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三  
お茶の水女子大学評議会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学評議会規程の一部を次のよう改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

三 大学院人間文化研究科長

附 則

この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

○ お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科運営委員会規程を次のように定める。

昭和51年6月23日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三  
お茶の水女子大学大学院人間文化研究科運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科会議規程第9条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科運営委員会(以下「委員会」という。)に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 委員会は、大学院人間文化研究科会議の基本方針に基づき、大学院人間文化研究科の管理運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院人間文化研究科長
- 二 研究科会議により選出された各講座委員
- 三 事務局長

2 前項第2号の委員は、学長が任命する。

(任 期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、大学院人間文化研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の3分2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 委員会に、特定の事項を審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関して必要な事項は、委員会が定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、庶務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

○ お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科長候補者選考規程を次のように定める。

昭和51年6月23日

お茶の水女子大学長 市 古 宙 三

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科長候補者選考規程

(趣 旨)

第1条 お茶の水女子大学大学院人間文化研究科長(以下「研究科長」という。)候補者の選考

については、この規程の定めるところによる。

(任 期)

第2条 研究科長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(選考の基準)

第3条 研究科長候補者は、人間文化研究科の授業を担当する教授のうちから、研究科会議の議に基づき学長が選考する。

(選考の時期)

第4条 研究科長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 研究科長の任期が満了するとき
- 二 研究科長が辞任を申し出たとき
- 三 研究科長が欠員となったとき

2 選考は、前項第1号の場合においては、任期満了の30日前までに、前項第2号又は第3号の場合においては、速やかに行うものとする。

(選考の方法)

第5条 研究科会議は研究科長候補者を選考するため、研究科会議の構成員による選挙を行う。

2 選挙の公示は、1週間前までに行う。

第6条 選挙は、単記無記名の投票によって行い、有効投票の過半数の得票者を当選者とする。

2 前項の投票で当選者が決定しない場合は、得票数上位2人(得票同数の場合は、年長者を上位とする。)について決選投票を行い、得票多数の者を当選者とする。ただし、得票同数の場合は、年長者を当選者とする。

(選挙の定足数)

第7条 選挙の定足数は、研究科会議の構成員(外国滞在中の者を除く。)の4分の3とする。

2 正当の事由ある者の不在投票は、第6条第1項に規定する選挙の場合に、これを認める。

(選挙管理)

第8条 選挙管理に関する事務は、研究科長又はその代理者の管理の下に庶務課において行う。

2 投票及び開票の立会人は、研究科会議の構成員の互選による3人の教官をもって充てる。ただし、当該教官が選挙の候補者となった場合には、次点者と交替しなければならない。

(実施細目)

第9条 この規程の実施上の細目については、研究科会議の議に基づき学長が定める。

附 則

- この規程は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。
- この規程施行の際、現に研究科会議準備会により研究科長候補者として選出された者は、この規定により選考されたものとみなし、任期は昭和54年5月31日までとする。

○お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和51年6月23日

お茶の水女子大学長 市古宙三

お茶の水女子大学学則の一部を改正する規則

お茶の水女子大学学則の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

地理学科	18人	66人	を
文学科	70人	280人	
教育学科	57人	224人	
計	185人	730人	

  

地理学科	20人	71人	に、
文学科	75人	285人	
教育学科	62人	231人	
計	197人	747人	

  

食物学科	25人	100人	を
食物学科	30人	105人	に、
計	120人	480人	を
合計	390人	1,550人	

  

計	125人	485人	に改める。
合計	407人	1,572人	

第27条に次の1項を加える。

- 入学料の免除を申請した者で、免除を許可されなかった場合又は半額免除を許可された場合であって、納付すべき入学料の全額又は半額を所定の期日までに納付しないときは、学長は、これを除籍する。

第6節の節名、第45条及び第46条中「外国人特別学生」を「外国人学生」に改める。

附 則

この規程は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学大学院規則(昭和38年4月制定)の全部を改正する規則を次のように定める。

昭和51年6月23日

お茶の水女子大学長 市古宙三

お茶の水女子大学大学院規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 お茶の水女子大学大学院(以下「大学院」という。)は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第2条 大学院に、修士課程及び後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を置く。

(修士課程)

第3条 修士課程は、大学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うものとする。

2. 修士課程の修業年限は、2年とする。

(博士課程)

第4条 博士課程は、専門諸分野の基盤に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、専攻分野について研究者として自立し得る能力と学識とを養成するものとする。

2. 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(研究科及び専攻)

第5条 修士課程に置く研究科及びそれぞれの研究科に置く専攻は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称	専攻の名称
人文科学研究科	哲学専攻
	史学専攻
	地理学専攻
	日本文学専攻
	中国文学専攻
	英文学専攻
	教育学専攻 舞踊教育学専攻
理学研究科	数学専攻
	物理学専攻
	化学専攻
	生物学専攻
家政学研究科	児童学専攻
	食物学専攻
	被服学専攻
	家庭経営学専攻

第6条 博士課程に置く研究科及び専攻は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称	専攻の名称
人間文化研究科	比較文化学専攻
	人間発達学専攻
	人間環境学専攻

(学生定員)

第7条 修士課程の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	総定員
人文科学研究科	哲学専攻	8人	16人
	史学専攻	8人	16人
	地理学専攻	6人	12人
	日本文学専攻	8人	16人
	中国文学専攻	4人	8人
	英文学専攻	8人	16人
	教育学専攻	12人	24人
	舞踊教育学専攻	10人	20人
	計	64人	128人
理科学研究科	数学専攻	10人	20人
	物理学専攻	10人	20人
	化学専攻	10人	20人
	生物学専攻	10人	20人
	計	40人	80人
家政学研究科	児童学専攻	8人	16人
	食物学専攻	8人	16人
	被服学専攻	8人	16人
	家庭経営学専攻	6人	12人
	計	30人	60人

第8条 博士課程の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	総定員
人間文化研究科	比較文化学専攻	15人	15人
	人間発達学専攻	10人	10人
	人間環境学専攻	5人	5人
	計	30人	30人

第2章 修士課程

第1節 教育方法等

(授業科目等)

第9条 各研究科の専攻別の授業科目及び単位数等は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第10条 学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上履修しなければならない。

い。ただし、指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り他の専攻、関連科目又は学部の授業科目を指定して履修させ、これを当該専攻の単位とすることができる。

2 前項に関する取扱の細則は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第11条 学生は、当該研究科委員会において必要と認めた場合に限り、他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲で単位を与える。

3 前項の規定は、第23条の規定による留学の場合に準用する。

4 前各項に定めるもののほか必要な事項は各研究科において別に定める。

(教員免許)

第12条 高等学校教諭2級普通免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る高等学校教諭1級普通免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭1級普通免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科		免許教科の種類
人文科学研究科	哲学専攻	社会
	史学専攻	
	地理学専攻	
人文科学研究科	日本文学専攻	国語
	中国文学専攻	中国語・国語
	英文学専攻	英語
	教育学専攻	社会・保健・保健体育
	舞踊教育学専攻	保健体育・音楽
理科学研究科	数学専攻	数学・理科
	物理学専攻	
	化学専攻	
	生物学専攻	
家政学研究科	児童学専攻	家庭
	食物学専攻	
	被服学専攻	
	家庭経営学専攻	

## 第2節 課程の修了

## (課程の修了要件)

第13条 修士課程の修了には、2年以上在学し所要の授業科目について30単位以上修得し、かつ学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。

## (単位の認定)

第14条 各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとし毎学期又は毎学年末に行うものとする。

## (最終試験)

第15条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出したものにつき、筆記又は口頭により第2年次の後学期以降に行うものとする。

## (課程修了の認定)

第16条 修士課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

## 第3節 学位の授与

## (学位の授与)

第17条 各研究科において、課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

人文科学研究科 文学修士  
理 学 研 究 科 理学修士  
家 政 学 研 究 科 家政学修士

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

## 第4節 入学・留学・休学・退学・転学

## (入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎年4月とする。

## (入学資格)

第19条 修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する女子とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 学校教育法施行規則第70条の規定により、~~本学の大学院において~~大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

## (入学の出願)

第20条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、出身大学を経由し提出するものとする。

## (入学者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、学力検査と健康診断を行い、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期等については、そのつど定める。

## (入学手続)

第22条 入学を許可された者は、所定の誓約書を保証人連署の上提出しなければならない。

2 保証人は、父兄又は近親の者とする。保証人が遠隔の地にある場合は、別に東京都内において独立の生計を営む成年者を副保証人としなければならない。

3 保証人は、副保証人に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

## (留 学)

第23条 学生は、当該研究科委員会が必要と認めた場合には、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第13条に規定する在学期間に算入するものとする。

## (休 学)

第24条 病気その他止むを得ない理由により修学できないときは、保証人連署の上願い出て、休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認めた学生に対しては休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅した場合は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

## (休学期間)

第25条 休学の期間は、2年を超えることができない。

2 休学期間は、第29条の在学期間には算入しない。

## (退 学)

第26条 病気その他の事由により退学を希望する者は、保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

## (再入学)

第27条 退学した者が再入学を願い出た場合は審査の上でこれを許可することができる。

## (転 学)

第28条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署の上当該専攻担当の教官を経て学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上許可することがある。

## (在学年限)

第29条 学生は、4年を超えて在学することができない。

第5節 検定料・入学科・授業料及び寄宿料

(授業料等の額)

第30条 検定料、入学科、授業料及び寄宿料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の定めるところによる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第31条 学費支弁困難な者についての入学科の免除及び授業料の徴収猶予、分納、免除に関する規程は、別に定める。

第6節 教員組織

(研究科担当教官)

第32条 研究科の授業及び研究指導(学位論文の作成等に対する指導をいう。以下同じ。)を担当する教官は、本学の教授、助教授、講師及び客員教授の中からこれに充てる。

2 研究指導を担当する教官は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第7節 運営組織

(委員会等)

第33条 修士課程に、研究科連絡委員会を、各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科連絡委員会及び研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第8節 特別聴講学生・聴講生・委託生・外国人学生

(特別聴講学生等)

第34条 修士課程に、特別聴講生・聴講生・委託生及び外国人学生の制度を置く。

2 聴講生・委託生及び外国人学生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第35条 修士課程において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学との協議に基づき、所定の手続きを経て、特別聴講学生として、聴講を許可することがある。

2 前項に規定する特別聴講生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院の学生の場合同様な方法によるものとする。

3 特別聴講の許可及び単位認定等の申請手続については、大学間の協定に定めるもののほか、

各研究科の定めるところによる。

第36条 特別聴講学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令第10条の規定に基づき、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立大学の大学院の学生であるときは、特別聴講料は徴収しない。

第3章 博士課程

第1節 教育方法等

(授業科目等)

第37条 研究科の専攻別の授業科目及び単位数等は、別表2のとおりとする。

(履修方法)

第38条 学生は、3年以上在学し、所要授業科目について10単位以上履修しなければならない。

2 前項に関する取扱の細則は、別に定める。

第2節 課程の修了

(課程の修了要件)

第39条 博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、その研究業績等について研究科が特別に認めらるる者に限り、当該課程に1年(最終試験)以上在学すれば足りるものとする。

第40条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口述により最終年次の学期末に行うものとする。

第3節 学位の授与

(学位の授与)

第41条 博士課程を修了した者には、次の学位を授与する。

学 術 博 士

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第4節 入学・休学期間及び在学年限

(入学資格)

第42条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 その他、大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたる者



(入学者の選考)

第43条 入学志願者に対しては、筆記試験・口述試験を行い、修士論文又はこれに相当する論文・出身大学院の調査書・健康診断等を総合して、入学者を決定する。

2 前項の選考の方法及び時期等については、研究科においてその都度定める。

(休学期間)

第44条 休学の期間は、3年を超えることができない。

2 休学期間は、次条の在学期間には算入しない。(在学年限)

第45条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第5節 教員組織

(研究科担当教官)

第46条 研究科における授業を担当する教官は、本学の教授・助教授・講師及び客員教授の中からこれに充てる。

2 研究科における研究指導を担当する教官は、本学の教授・助教授及び客員教授の中からこれに充てる。ただし、特別の事情があるときは、専任講師を充てることができる。

(研究指導担当教官)

第47条 研究指導を担当する教官は、学生の研究題目に応じて研究科会議において選任する。

第6節 運営組織

(会議)

第48条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議に関する規程は、別に定める。

第7節 外国人学生

(外国人学生)

第49条 博士課程に外国人学生の制度を置く。

2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

第8節 修士課程の規定の準用

(規定の準用)

第50条 第14条(単位の認定)、第16条(課程修了の認定)、第18条(入学の時期)、第20条(入学の出願)、第22条(入学手続)、第24条(休学)、第26条(退学)、第27条(再入学)、第28条(転学)及び第5節(検定料・入学科・授業料及び寄宿料)の規定は、博士課程について準用する。この場合において、第16条中「研究科委員会」とあるのは「研究科会議」と、第20条中「出身大

学」とあるのは「出身大学院」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(学則の準用)

第51条 この規則に定められていない事項については、本学学則を準用する。

(規則の改廃)

第52条 この規則の改廃は、評議会が行う。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

(博士課程へ開設時入学する者の在学期間の特例)

2 昭和51年度に博士課程へ入学する者の修了の要件としての在学期間は、第39条の規定にかかわらず、2年10月以上とする。

別表 1

人文科学研究科

哲学専攻

授 業 科 目	単 位 数
哲 学 特 論 I	4
哲 学 特 論 II	4
哲 学 演 習 I	4
哲 学 演 習 II	4
倫 理 学 特 論 I	4
倫 理 学 特 論 II	4
倫 理 学 演 習 I	4
倫 理 学 演 習 II	4
美 学 特 論 I	4
美 学 特 論 II	4
美 学 演 習 I	4
美 学 演 習 II	4
社 会 哲 学 特 論 I	4
社 会 哲 学 特 論 II	4
社 会 哲 学 演 習 I	4
社 会 哲 学 演 習 II	4
特 別 研 究	8

## 史学専攻

授業科目	単位数
日本史学特論 I	4
日本史学特論 II	4
日本史学特論 III	4
日本史学演習 I	4
日本史学演習 II	4
東洋史学特論 I	4
東洋史学特論 II	4
東洋史学特論 III	4
東洋史学演習 I	4
東洋史学演習 II	4
西洋史学特論 I	4
西洋史学特論 II	4
西洋史学特論 III	4
西洋史学演習 I	4
西洋史学演習 II	4
特別研究	8

## 地理学専攻

授業科目	単位数
人文地理学特論 I	2
人文地理学特論 II	2
人文地理学特論 III	2
人文地理学特論 IV	2
人文地理学特論 V	2
人文地理学演習 I	2
人文地理学演習 II	2
自然地理学特論 I	2
自然地理学特論 II	2
自然地理学特論 III	2
自然地理学特論 IV	2
自然地理学特論 V	2
自然地理学演習 I	2
自然地理学演習 II	2
地誌学特論 I	2
地誌学特論 II	2
地誌学特論 III	2
地誌学特論 IV	2
地誌学特論 V	2
地誌学演習 I	2
地誌学演習 II	2
野外調査 I	2
野外調査 II	2
野外調査 III	2

授業科目	単位数
特別研究	8

## 日本文学専攻

授業科目	単位数
上古文学特論	4
中古文学特論	4
上古・中古文学演習	4
中世文学特論	4
近世文学特論	4
中世・近世文学演習	4
近代文学特論	4
近代文学演習	4
日本文学思潮特論	4
国語学特論 I	4
国語学特論 II	4
国語学演習	4
特別研究	8

## 中国文学専攻

授業科目	単位数
中国文学特論 I	4
中国文学特論 II	4
中国文学特論 III	4
中国文学演習 I	4
中国文学演習 II	4
中国語学特論 I	4
中国語学特論 II	4
中国語学特論 III	4
中国語学演習	4
中国哲学特論	4
特別研究	8

## 英文学専攻

授業科目	単位数
英文学特論 I	4
英文学特論 II	4
英文学特論 III	4
英文学演習 I	4
英文学演習 II	4
米文学特論 I	4
米文学特論 II	4
米文学演習 I	4
米文学演習 II	4
英語学特論 I	4
英語学特論 II	4

授 業 科 目	単 位 数
英 語 学 演 習	4
特 別 研 究	8

## 教 育 学 専 攻

授 業 科 目	単 位 数
教 育 学 特 論	4
教 育 学 演 習	4
教 育 史 特 論	4
教 育 史 演 習	4
教 育 方 法 学 特 論	4
教 育 方 法 学 演 習	4
教 育 経 営 学 特 論	4
教 育 経 営 学 演 習	4
教 育 社 会 学 特 論	4
教 育 社 会 学 演 習	4
教 育 行 政 特 論	4
教 育 行 政 演 習	4
社 会 教 育 学 特 論	4
社 会 教 育 学 演 習	4
博 物 館 学 特 論	4
博 物 館 学 演 習	4
発 達 心 理 学 特 論	4
発 達 心 理 学 演 習	4
教 育 心 理 学 特 論	4
教 育 心 理 学 演 習	4
視 聴 覚 教 育 特 論	4
視 聴 覚 教 育 演 習	4
特 別 研 究	8

## 舞 踊 教 育 学 専 攻

授 業 科 目	単 位 数
舞 踊 教 育 学 特 論	4
舞 踊 教 育 学 演 習	2
舞 踊 美 学 特 論	2
舞 踊 方 法 論 特 論	2
舞 踊 方 法 論 実 験 実 習	2
遊 戯 学 特 論	4
遊 戯 学 実 験 実 習	2
遊 戯 方 法 論 演 習	2
民 族 舞 踊 特 論	4
動 作 学 特 論	4
動 作 学 実 験 実 習	2
ト レ ー ニ ン グ 論 実 験 ・ 実 習	4
表 現 心 理 学 演 習	2
音 楽 美 学 特 論	4

授 業 科 目	単 位 数
音 楽 理 論 演 習 (リズム論を含む)	4
民 族 音 楽 学 実 験 実 習	4
演 奏 学 特 論	4
演 奏 学 実 験 実 習	4
舞 踊 音 楽 論 実 験 実 習 (舞 台 芸 術 論 を 含 む)	4
特 別 研 究	8
教 育 心 理 学 特 論	4
発 達 心 理 学 特 論	4
視 聴 覚 教 育 特 論	4
教 育 社 会 学 特 論	4
教 育 方 法 学 特 論	4

## 関 連 科 目

授 業 科 目	単 位 数
独 文 学 特 論	4
仏 文 学 特 論	4
社 会 学 特 論	4
体 育 学 特 論	4
音 楽 学 特 論	4

## 理 学 研 究 科

## 数 学 専 攻

授 業 科 目	単 位 数
第 1 講 座	古 典 解 析 学
第 2 講 座	近 代 解 析 学
第 3 講 座	代 数 学
第 4 講 座	幾 何 学
第 5 講 座	応 用 数 学
古 典 解 析 学 特 論 I	2
古 典 解 析 学 特 論 II	2
古 典 解 析 学 特 論 III	2
古 典 解 析 学 特 論 IV	2
古 典 解 析 学 特 論 V	2
古 典 解 析 学 特 論 VI	2
古 典 解 析 学 特 論 VII	2
古 典 解 析 学 特 論 VIII	2
近 代 解 析 学 特 論 I	2
近 代 解 析 学 特 論 II	2
近 代 解 析 学 特 論 III	2
近 代 解 析 学 特 論 IV	2
近 代 解 析 学 特 論 V	2
近 代 解 析 学 特 論 VI	2

授 業 科 目	单 位 数
近代解析学特論 VII	2
近代解析学特論 VIII	2
代 数 学 特 論 I	2
代 数 学 特 論 II	2
代 数 学 特 論 III	2
代 数 学 特 論 IV	2
代 数 学 特 論 V	2
代 数 学 特 論 VI	2
代 数 学 特 論 VII	2
代 数 学 特 論 VIII	2
幾 何 学 特 論 I	2
幾 何 学 特 論 II	2
幾 何 学 特 論 III	2
幾 何 学 特 論 IV	2
幾 何 学 特 論 V	2
幾 何 学 特 論 VI	2
幾 何 学 特 論 VII	2
幾 何 学 特 論 VIII	2
応 用 数 学 特 論 I	2
応 用 数 学 特 論 II	2
応 用 数 学 特 論 III	2
応 用 数 学 特 論 IV	2
応 用 数 学 特 論 V	2
応 用 数 学 特 論 VI	2
応 用 数 学 特 論 VII	2
応 用 数 学 特 論 VIII	2
数 学 講 究	16

## 物 理 学 専 攻

授 業 科 目	单 位 数
第1講座	力 学
第2講座	電 磁 気 学
第3講座	量 子 力 学
第4講座	核 物 理 学
第5講座	物 性 物 理 学
流 体 力 学 特 論 I	2
流 体 力 学 特 論 II	2
相 对 論 特 論	2
数 理 物 理 学 特 論 I	2
数 理 物 理 学 特 論 II	2
計 測 特 論 I	2
計 測 特 論 II	2
計 測 特 論 III	2

授 業 科 目	单 位 数
分 子 特 論 I	2
分 子 特 論 II	2
分 子 特 論 III	2
分 子 特 論 IV	2
統 計 力 学 特 論 I	2
統 計 力 学 特 論 II	2
素 粒 子 特 論 I	2
素 粒 子 特 論 II	2
素 粒 子 特 論 III	2
素 粒 子 特 論 IV	2
原 子 核 特 論 I	2
原 子 核 特 論 II	2
原 子 核 特 論 III	2
原 子 核 特 論 IV	2
固 体 特 論 I	2
固 体 特 論 II	2
固 体 特 論 III	2
固 体 特 論 IV	2
磁 性 体 特 論 I	2
磁 性 体 特 論 II	2
低 温 物 性 特 論 I	2
低 温 物 性 特 論 II	2
物 理 学 特 論 I	2
物 理 学 特 論 II	2
物 理 学 特 論 III	2
物 理 学 特 論 IV	2
物 理 学 特 論 V	2
物 理 学 特 論 VI	2
物 理 学 特 論 VII	2
物 理 学 特 論 VIII	2
物 理 学 特 論 IX	2
物 理 学 特 論 X	2
物 理 学 特 論 XI	2
物 理 学 特 論 XII	2
物 理 学 特 論 XIII	2
物 理 学 特 論 XIV	2
物 理 学 特 論 XV	2
特 別 研 究	14

## 化学専攻

授業科目	単位数
第1講座	物理化学
第2講座	無機化学
第3講座	有機化学
第4講座	生物化学
第5講座	分析化学
物性物理化学	2
反応物理化学	2
構造物理化学	2
物理化学特論 I	2
物理化学特論 II	2
物理化学演習 I	2
物理化学演習 II	2
無機化学特論 I	2
無機化学特論 II	2
無機化学特論 III	2
無機化学特論 IV	2
無機化学演習 I	2
無機化学演習 II	2
無機構造化学	2
天然物有機化学	2
有機合成化学	2
有機化学特論 I	2
有機化学特論 II	2
有機化学特論 III	2
有機化学演習 I	2
有機化学演習 II	2
生物化学特論 I	2
生物化学特論 II	2
生物化学特論 III	2
生物化学特論 IV	2
生物化学演習 I	2
生物化学演習 II	2
物質代謝特論	2
分析化学特論 I	2
分析化学特論 II	2
分析化学特論 III	2
分析化学特論 IV	2
分析化学演習 I	2
分析化学演習 II	2
機器分析特論	2
構造化学特論 I	2

授業科目	単位数
構造化学特論 II	2
構造化学演習 I	2
構造化学演習 II	2
化学特論 I	2
化学特論 II	2
化学特論 III	2
化学特論 IV	2
化学特論 V	2
特別研究	14

## 生物学専攻

授業科目	単位数
第1講座	動物形態学
第2講座	動物生理学
第3講座	植物形態学
第4講座	植物生理学
第5講座	遺伝学
第6講座	細胞生物学
動物発生学特論 I	2
動物発生学特論 II	2
動物生理学特論	2
動物生理化学特論	2
細胞生物学特論 I	2
細胞生物学特論 II	2
植物系統学特論	2
植物生理学特論 I	2
植物生理学特論 II	2
遺伝学特論 I	2
遺伝学特論 II	2
生物学特論 I	2
生物学特論 II	2
生物学特論 III	2
生物学特論 IV	2
生物学特論 V	2
生物学特論 VI	2
生物学特論 VII	2
生物学特論 VIII	2
生物学特論 IX	2
生物学特論 X	2
生物学特論 XI	2
生物学特論 XII	2
生物学特論 XIII	2
生物学特論 XIV	2

授業科目	単位数
生物学特論 XV	2
特別研究	14

## 家政学研究科

## 児童学専攻

授業科目	単位数
児童発達学特論	4
比較発達学特論	4
人間環境学特論	2
保育学特論	4
児童福祉特論	4
児童文化特論	4
児童臨床学特論	4
言語治療特論	4
児童保健学特論 I	4
児童保健学特論 II	1
児童保健学特論 III	1
人間関係学特論	4
児童臨床特別実習	4
児童社会特論	2
集団理論特論	2
児童学特別講義	4
児童学特別研究	10
児童学研究特論	4

## 食物学専攻

授業科目	単位数
栄養化学特論 I	4
栄養化学特論 II	4
栄養生理学特論	2
特殊栄養学特論	2
食品化学特論 I	4
食品化学特論 II	4
食品微生物学特論	2
食品貯蔵学特論	2
食品加工学特論	2
食品衛生学特論	2
食品物性特論	2
調理学特論 I	4
調理学特論 II	4
生物化学特論 I	2
生物化学特論 II	2
食物学特別講義	4
食物学特別研究	10

## 被服学専攻

授業科目	単位数
被服材料学特論	4
被服物理学特論	4
被服材料化学特論	4
被服衛生学特論	2
繊維構造論	2
染色化学特論	4
被服整理学特論	4
繊維界面化学	4
被服構成学特論 I	4
被服構成学特論 II	4
被服構成学特論 III	2
被服構成学特論 IV	2
服飾美学特論 I	6
服飾美学特論 II	6
服飾史特論 I	4
服飾史特論 II	2
被服学特別講義	4
被服学特別研究	10
被服学輪講	4

## 家庭経営学専攻

授業科目	単位数
家政学原論特論 I	4
家政学原論特論 II	4
生活史特論	2
生活行動論特論	4
家庭経済学特論 I	4
家庭経済学特論 II	2
経営経済学特論	4
消費者行動論	4
家族社会学特論	4
家族関係学特論	4
家庭法律学特論	4
比較家族研究特論	4
家庭管理学特論 I	2
家庭管理学特論 II	2
住居学特論	2
家庭経営学特別講義	4
家庭経営学特別研究	10

別表 2

人間文化研究科  
比較文化学専攻

授 業 科 目	単 位 数
構 造 分 析	4
東 洋 文 化 論	4
比 較 文 化 論	4
西 洋 文 化 論	4
文 化 類 型 論	4
日 本 文 学 論	4
古 代 文 学 論	4
近 代 文 学 論	4
日 本 文 化 思 想	4
日 本 文 化 起 源 論	4
日 本 文 化 発 達 論	4
比 較 語 彙 論	4
表 現 構 造 論	4
言 語 構 造 論	4
日米比較言語文化論	4
日英比較言語文化論	4
日独比較言語文化論	4
日仏比較言語文化論	4
対 照 言 語 論	4
比 較 美 術 論	4
比 較 舞 踊 論	4
比 較 音 楽 論	4
東 洋 芸 術 論	4
比 較 造 形 論	4
西 洋 造 形 論	4
比 較 民 族 音 楽 論	4
東 洋 社 会 論	4
西 洋 社 会 論	4
<del>西 洋 社 会 論</del>	<del>4</del>
地 域 生 態 論	4
比 較 地 域 論	4
社 会 構 造 発 達 史	4
日 本 社 会 論	4

人間発達学専攻

授 業 科 目	単 位 数
人 間 学	4
発 達 基 礎 論	4
比 較 発 達 論	4
発 達 思 想	4
発 達 障 害 論	4

授 業 科 目	単 位 数
身 体 発 達 論	4
人 間 関 係 論	4
発 達 方 法 論	4
保 育 論	4
発 達 臨 床 論	4
学 校 論	4
発 達 環 境 論	4
教 育 制 度 論	4
学 習 内 容 論	4

人間環境学専攻

講 座 名	授 業 科 目	単 位 数
人 間 生 態 論	人間生態基礎論	2
	行動生理論	2
	生命構造論	2
	共生現象論	2
	地域環境論	2
	環境指標論	2
	大気汚染論	2
生 活 環 境 論	食生活資源論	2
	衣生活素材論	2
	食品加工保存論	2
	生体物質論	2
	物質代謝論	2
	栄養制御論	2
	食生活素材論	2
衣生活造型論	2	
	衣生活環境論	2

附 則

この規則は、昭和52年11月30日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

る事項

四 その他廃水に関する重要な事項  
(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 文教育学部から選出された教官1人
- 二 理学部及び家政学部から選出された教官各3人
- 三 附属学校から選出された教官2人
- 四 会計課長
- 五 施設課長

授業科目	単位数
生物学特論 XV	2
特別研究	14

## 家政学研究科

## 児童学専攻

授業科目	単位数
児童発達学特論	4
比較発達学特論	4
人間環境学特論	2
保育学特論	4
児童福祉特論	4
児童文化特論	4
児童臨床学特論	4
言語治療特論	4
児童保健学特論 I	4
児童保健学特論 II	1
児童保健学特論 III	1
人間関係学特論	4
児童臨床特別実習	4
児童社会特論	2
集団理論特論	2
児童学特別講義	4
児童学特別研究	10
児童学研究特論	4

## 食物学専攻

授業科目	単位数
栄養化学特論 I	4
栄養化学特論 II	4
栄養生理学特論	2
特殊栄養学特論	2
食品化学特論 I	4
食品化学特論 II	4
食品微生物学特論	2
食品貯蔵学特論	2
食品加工学特論	2
食品衛生学特論	2
食品物性特論	2
調理学特論 I	4
調理学特論 II	4
生物化学特論 I	2
生物化学特論 II	2
食物学特別講義	4
食物学特別研究	10

## 被服学専攻

授業科目	単位数
被服材料学特論	4
被服物理学特論	4
被服材料化学特論	4
被服衛生学特論	2
繊維構造論	2
染色化学特論	4
被服整理学特論	4
繊維界面化学	4
被服構成学特論 I	4
被服構成学特論 II	4
被服構成学特論 III	2
被服構成学特論 IV	2
服飾美学特論 I	6
服飾美学特論 II	6
服飾史特論 I	4
服飾史特論 II	2
被服学特別講義	4
被服学特別研究	10
被服学輪講	4

## 家庭経営学専攻

授業科目	単位数
家政学原論特論 I	4
家政学原論特論 II	4
生活史特論	2
生活行動論特論	4
家庭経済学特論 I	4
家庭経済学特論 II	2
経営経済学特論	4
消費者行動論	4
家族社会学特論	4
家族関係学特論	4
家庭法律学特論	4
比較家族研究特論	4
家庭管理学特論 I	2
家庭管理学特論 II	2
住居学特論	2
家庭経営学特別講義	4
家庭経営学特別研究	10



○ お茶の水女子大学規則第14号  
お茶の水女子大学大学院規則の一部を改正する規則を  
次のように定める。

# 学 内 規 程

別表 2  
人間文化研究科  
比較文化学専攻

授 業 科 目	単 位 数
構 造 分 析	4
東 洋 文 化 論	4
比 較 文 化 論	4
西 洋 文 化 論	4
文 化 類 型 論	4
日 本 文 学 論	4
古 代 文 学 論	4
近 代 文 学 論	4
日 本 文 化 思 想	4
日 本 文 化 起 源 論	4
日 本 文 化 発 達 論	4
比 較 語 彙 論	4
表 現 構 造 論	4
言 語 構 造 論	4
日 米 比 較 言 語 文 化 論	4
日 英 比 較 言 語 文 化 論	4
日 独 比 較 言 語 文 化 論	4
日 仏 比 較 言 語 文 化 論	4
対 照 言 語 論	4
比 較 美 術 論	4
比 較 舞 踊 論	4
比 較 音 楽 論	4
東 洋 芸 術 論	4
比 較 造 形 論	4
西 洋 造 形 論	4
比 較 民 族 音 楽 論	4
東 洋 社 会 論	4
西 洋 社 会 論	4
地 域 生 態 論	4
比 較 地 域 論	4
社 会 構 造 発 達 史	4
日 本 社 会 論	4

人間発達学専攻

授 業 科 目	単 位 数
人 間 学	4
発 達 基 礎 論	4
比 較 発 達 論	4
発 達 思 想	4
発 達 障 害 論	4

○ 文部省共済組合運営規則の一部を改正する件 (文部省告示第204号、12月28日官報)  
【 告 示 】  
— 9、12月21日官報号外特)  
○ 信日直勤務の一部を改正する規則 (人事院規則15 (人事院規則11—7、12月21日官報号外特)  
○ 女子教育職員等の育児休業の一部を改正する規則 (人事院規則9—11、12月17日官報号外特)

お茶の水女子大学廃水管理委員会規程を次のように定める。

昭和51年7月7日

お茶の水女子大学長 市古宙三  
お茶の水女子大学廃水管理委員会規程

(設 置)

第1条 お茶の水女子大学に、お茶の水女子大学廃水管理委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、お茶の水女子大学において、教育、研究等の活動に伴い発生する廃水を適切に管理して水質汚濁を未然に防止し、もって生活環境の維持保全に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・審議するとともに、その適切な管理を推進するものとする。

- 一 実験廃液の処理に関する事項
- 二 廃溶媒等の処理に関する事項
- 三 廃水の調査及び廃水の取扱いの指導に関する事項
- 四 その他廃水に関する重要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 文教育学部から選出された教官1人
- 二 理学部及び家政学部から選出された教官各3人
- 三 附属学校から選出された教官2人
- 四 会計課長
- 五 施設課長

別表 2

## 人間文化研究科

## 比較文化学専攻

授業科目	単位数
構造分析	4
東洋文化論	4
比較文化論	4
西洋文化論	4
文化類型論	4
日本文学論	4
古代文学論	4
近代文学論	4
日本文化思想	4
日本文化起源論	4
日本文化発達論	4
比較語彙論	4
表現構造論	4
言語構造論	4
日米比較言語文化論	4
日英比較言語文化論	4
日独比較言語文化論	4
日仏比較言語文化論	4
対照言語論	4
比較美術論	4
比較舞踊論	4
比較音楽論	4
東洋芸術論	4
比較造形論	4
西洋造形論	4
比較民族音楽論	4
東洋社会論	4
西洋社会論	4
地域生態論	4
比較地域論	4
社会構造発達史	4
日本社会論	4

## 人間発達学専攻

授業科目	単位数
人間学	4
発達基礎論	4
比較発達論	4
発達思想	4
発達障害論	4

授業科目	単位数
身体発達論	4
人間関係論	4
発達方法論	4
保育論	4
発達臨床論	4
学校論	4
発達環境論	4
教育制度論	4
学習内容論	4

## 人間環境学専攻

講座名	授業科目	単位数
人間生態論	人間生態基礎論	2
	行動生理論	2
	生命構造論	2
	共生現象論	2
	地域環境論	2
	環境指標論	2
	大気汚染論	2
生活環境論	食生活資源論	2
	衣生活素材論	2
	食品加工保存論	2
	生体物質論	2
	物質代謝論	2
	栄養制御論	2
	食生活素材論	2
衣生活造型論	2	
衣生活環境論	2	

## 附則

この規則は、昭和52年11月30日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

## 事項

四 その他廃水に関する重要な事項  
(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 文教育学部から選出された教官1人
- 二 理学部及び家政学部から選出された教官各3人
- 三 附属学校から選出された教官2人
- 四 会計課長
- 五 施設課長

2 前項第1号から第3号までの委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第3号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号及び第2号の委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、施設課において処理する。

附 則

この規程は、昭和51年7月7日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学文教育学部規程及び家政学部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和51年6月23日

お茶の水女子大学長 市古宙三  
文教育学部規程及び家政学部規程の一部を改正する規程

(文教育学部規程の一部改正)

第1条 文教育学部規程の一部を次のように改正する。

第1条中

「独文学・独語」を「独文学・独語」に、  
「仏文学・仏語」を「仏文学・仏語」に、  
第1講座 仏文学・仏語」

「地理学科 18名 72名

文学科 70名 280名

第2条中

(国文学・国語学専攻 30名、中国文学・中国語学専攻 10名、英文学・英語学専攻 30名)

教育学科 57名 228名

(教育学専攻 30名、表現体育学専攻 15名、音楽教育学専攻 12名)

計 185名 740名

「地理学科 20名 80名

文学科 75名 300名

(国文学・国語学専攻 30名、中国文学・中国語学専攻 10名、英文学・英語学専攻 30名、仏文学・

を 仏語学専攻 5名)に改める。

教育学科 62名 248名

(教育学専攻 35名、表現体育学専攻 15名、音楽教育学専攻 12名)

計 197名 788名

に改める。

(家政学部規程の一部改正)

第2条 家政学部規程の一部を次のように改正する。

第1条中

「第2講座 食品学」を「第2講座 食品学」に、  
「第3講座 調理学」を「第3講座 食品貯蔵学」に、  
「第4講座 調理学」を「第4講座 調理学」に

第2条中「食物学科 25名 100名」を「食物学科 30名 120名」に、「計 120名 480名」を「計 125名 500名」に改める。

附 則

この規程は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和51年6月23日

お茶の水女子大学長 市古宙三  
学部履修規程の一部を改正する規程

学部履修規程の一部を次のように改正する。

第12条別表中文教育学部文学科英文学・英語学専攻の次に、次の専攻等を加える。

文学科 仏文学・仏語学専攻

第1講座 仏文学・仏語

○専攻科目(必修)	34	仏語学概論	4
フランス語演習 I	2	仏語学特殊講義	4
同 II	2	フランス文明 I	2
同 III	2	同 II	2
同 IV	2	フランス事情 I	2
同 V	2	同 II	2
仏文学演習 I	2	○関連科目(選択)	6
同 II	2	言語学概論	4
仏文学講義演習	4	ギリシヤ語	4
仏語学講義演習	4	ラテン語	4
仏文学史	4	英文学演習	2
卒業論文作成	8	独文学演習	2
○専攻科目(選択)	16	○自由選択科目	20
仏文学演習 III	2		
仏会話演習 I	2		
同 II	2		
仏文学特殊講義 I	4		
同 II	4		

同条別表の家政学部食物学科中第3講座を第4講座とし、第2講座の次に次の講座を加える。

第3講座 食品貯蔵学

附 則

この規程は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

人 事

○人事異動

◎昭和51年4月1日

文部事務官(大分大学庶務課長)

古沢 聖秀

庶務課長に配置換する

事務員(宮崎大学農学部) 伊藤 公明

文部事務官(庶務課)に転任させる

文部事務官(学生課課長補佐) 村野与四郎

会計課課長補佐に配置換する

文部技官(東京大学医科学研究所附属病院看護婦) 畑中 英子

厚生課看護婦に転任させる

文部教官(東京大学教授文学部)

関野 雄

教授文教育学部に配置換する

文部教官(茨城大学助教授人文学部)

白藤 禮幸

文部教官(弘前大学助教授教育学部)

小川 剛

助教授文教育学部に配置換する

文部事務官(庶務課)

藤城 健三

文教育学部に配置換する

文部事務官(庶務課長)

辺見 儀平

文部省大臣官房人事課福祉班主査に配置換する

文部事務官(会計課課長補佐) 菊川 勝郎

福井工業高等専門学校会計課長に配置換する

運輸技官(新潟地方気象台長) 根本 茂

文部教官(教授理学部)に転任させる

文部事務官(附属高等学校) 原澤ふみ子

庶務課文書係調査主任に昇任させる

文部事務官(理学部学務係長) 豊田 広一

学生課課長補佐に昇任させる

文部教官(神戸大学講師文学部)

五味 文彦

助教授文教育学部に昇任させる

文部教官(東京大学助手教養学部)

中村 弓子

講師文教育学部に昇任させる

文部教官(助教授理学部) 松田千鶴子

文部教官(助教授理学部) 沢島 侑子

教授理学部昇任させる

文部教官(名古屋大学助手理学部附属分子生物学研究施設)

能村 堆子

文部教官(東京大学助手理学部)

柴田 文明

文部教官(東京大学助手物性研究所)

池田 宏信

助教授理学部昇任させる

文部教官(家政学部教務職員) 徳井 淑子

文部教官(助手家政学部)に昇任させる

清水 孝一

文部事務官(庶務課)に採用する

小池美恵子

文部技官(庶務課電話交換手)に採用する

荻原 千鶴

吉田 博子

文部教官(助手文教育学部)に採用する

染谷 真紀

文部技官(文教育学部教務職員)に採用する

花田 修一  
文部教官（附属中学校教諭）に採用する

小田川 恭子  
文部教官（附属高等学校教諭）に採用する

藤原 正彦  
文部教官（助教授理学部）に採用する

竹尾富貴子  
文部教官（助手理学部）に採用する

生野 晴美  
文部技官（家政学部教務職員）に採用する

用務員（会計課作業員） 豊田 豊

文部技官（厚生課看護婦） 若木 敏子

文部教官（附属中学校教諭） 村重 嘉勝

辞職を承認する

◎昭和51年4月2日

文部教官（教授理学部） 柳田 為正  
理学部附属臨海実験所長事務取扱を命ずる

文部教官（教授文教育学部） 江湖山恒明

文部教官（教授理学部） 亀谷 俊司

文部教官（教授理学部） 稲葉 栄次

文部教官（教授理学部） 坂上 治郎

文部教官（教授理学部） 津山 尚

文部教官（教授理学部） 団 ジーン

昭和51年4月1日限り停年により退職した

◎昭和51年4月4日

文部教官（教授文教育学部） 河野 重男  
附属幼稚園長事務代理を免ずる

◎昭和51年4月5日

文部教官（附属小学校養護教諭）  
星合 昌子

臨時的任用を更新する

任期は昭和51年4月6日までとする

◎昭和51年4月7日

星合 昌子  
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦母等育児休業に関する法律第15条第1項により

文部教官（附属小学校養護教諭）に臨時的に任用する

任期は昭和51年4月7日から昭和52年2月23日までとする

◎昭和51年4月16日

文部教官（附属中学校養護教諭）

久代和加子

臨時的任用を更新する

任期は昭和51年5月27日までとする

◎昭和51年4月30日

文部事務官（会計課） 鈴木 千明

辞職を承認する

◎昭和51年5月1日

文部事務官（庶務課） 清水 孝一

会計課に配置換する

文部事務官（家政学部） 松井 英蔵

文部省管理局教育施設部に転任させる

◎昭和51年5月16日

斉藤 正廣

文部事務官（家政学部）に採用する

文部事務官（厚生課厚生係長） 高木 敏裕

附属小学校事務主任に配置換する

文部事務官（附属小学校事務主任）

高田 滋郎

理学部学務係長に配置換する

◎昭和51年6月1日

富山 弘

文部事務官（会計課）に採用する

坂本 勇二

用務員（附属小学校作業員）に採用する

文部事務官（会計課出納係長） 岩崎 哲昌

庶務課人事係長に配置換する

文部事務官（庶務課人事係長） 田中 定夫

会計課司計係長に配置換する

文部事務官（厚生課学寮係長） 薄葉 章

厚生課厚生係長に配置換する

文部事務官（会計課） 金井 晃

厚生課に配置換する

学寮係長心得を命ずる

文部事務官（理学部） 斉藤 實

入学主幹付に配置換する

文部事務官（庶務課人事係給与主任）

菊池 昭夫

庶務課職員係長に昇任させる

文部事務官（会計課出納係支出主任）

高野 佳征

会計課出納係長に昇任させる

文部事務官（学生課） 瀧澤 政之  
理学部配置換する

文部事務官（庶務課） 佐藤 清  
家政学部配置換する

文部事務官（庶務課） 古賀 智  
庶務課学事主任に昇任させる

文部事務官（家政学部） 海老原 葵  
会計課司計係予算主任に昇任させる

文部事務官（会計課） 三井田 勝  
会計課用度係用度主任に昇任させる

文部事務官（文教育学部） 佐藤 利栄  
文教育学部学務係学務主任に昇任させる

文部教官（教授文教育学部） 井上 茂  
大学院人間文化研究科長に併任する  
併任の期間は昭和54年5月31日までとする  
評議員に併任する

併任の期間は昭和54年5月31日までとする

◎昭和51年6月5日

文部事務官（附属中学校） 西村 君子  
辞職を承認する

◎昭和51年6月7日

増田 明子  
文部教官（附属中学校養護教諭）  
に臨時的に任用する。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、  
社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関  
する法律第15条第1項により任期は昭和51年6月  
7日から昭和52年4月17日までとする

◎昭和51年6月16日

猿丸万喜子  
文部事務官（附属中学校）に採用する

◎昭和51年6月18日

文部教官（教授文教育学部） 河野 重男  
附属幼稚園長事務代理を命ずる

◎非常勤講師

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任期又は 併任の期間	本 務 そ の 他
51. 4. 1	併 任	古 田 光	文・哲学	52. 3. 31	横浜国立大学教授
"	"	小 倉 志 祥	"	"	東京大学教授
"	採 用	秋 田 稔	"	"	恵泉女学園短期大学学長
"	任用更新	田 中 元	"	"	工学院大学教授
"	併 任	町 田 甲 一	"	"	名古屋大学教授
"	"	赤 沢 英 二	"	"	東京学芸大学教授

◎昭和51年6月30日

文部事務官（附属高等学校） 鈴木 正人  
辞職を承認する

◎昭和51年7月1日

大橋 良玲  
文部事務官（学生課）に採用する

◎昭和51年7月16日

柴田 正造  
文部事務官（附属高等学校）に採用する

文部教官（助教授文教育学部） 尾田 幸雄  
文部教官（助教授文教育学部） 野島 秀勝  
教授文教育学部に昇任させる

文部教官（助教授理学部） 高村 幸男  
教授理学部に昇任させる

文部教官（助手理学部） 渡辺ヒサ子  
助教授理学部に昇任させる

文部教官（附属高等学校教諭） 加藤 章  
長崎大学助教授教育学部に転任させる

◎昭和51年7月30日

文部教官（教授文教育学部） 河野 重男  
附属中学校長事務代理を命ずる

◎昭和51年8月1日

奥野 剛  
文部教官（教授保健管理センター）に採用  
する

◎昭和51年8月10日

文部教官（教授文教育学部） 河野 重男  
附属中学校事務代理を免ずる  
附属幼稚園事務代理を免ずる

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任 期 又 は 併任の期間	本 務 そ の 他
"	"	浜 井 修	"	"	東京大学助教授
"	"	竹 内 郁 郎	"	"	東京大学助教授
"	"	藤 村 龍 雄	"	"	東京水産大学助教授
"	採 用	上 妻 精	"	"	成蹊大学教授
"	併 任	坂 野 潤 治	文・史学	"	東京大学助教授
"	任用更新	植 手 通 有	"	"	成蹊大学教授
"	併 任	高 木 昭 作	"	51. 10. 20	東京大学助手
"	任用更新	甘 粕 健	"	52. 3. 31	
"	併 任	成 瀬 治	"	"	東京大学教授
"	採 用	石 井 摩 耶 子	"	51. 10. 20	独協大学助教授
"	併 任	木 村 尚 三 郎	"	52. 3. 31	東京大学助教授
"	採 用	伊 藤 定 良	"	"	日本大学助教授
"	"	平 瀬 徹 也	"	51. 10. 20	東京女子大学教授
"	"	倉 持 俊 一	"	52. 3. 31	法政大学教授
"	任用更新	栗 原 益 男	"	"	上智大学教授
"	採 用	蜂 屋 亮 子	"	"	
"	併 任	西 川 治	文・地理	51. 10. 20	東京大学教授
"	採 用	柴 田 孝 夫	"	"	帝京大学教授
"	"	新 井 正	"	52. 3. 31	立正大学教授
"	"	尾 原 信 彦	"	51. 10. 20	
"	併 任	佐 藤 久	"	"	東京大学教授
"	"	大久保 正 岑	文・国文	52. 3. 31	国文学研究資料館教授
"	任用更新	曾 倉 全	"	"	青山学院大学助教授
"	"	山 田 昭 全	"	"	大正大学教授
"	"	浦 山 政 雄	"	"	実践女子大学教授
"	採 用	青 木 伶 子	"	"	成蹊大学教授
"	"	石 川 徹	"	"	東京女子医科大学教授
"	"	高 田 瑞 穂	"	"	成城大学教授
"	併 任	山 井 湧	文・中文	"	東京大学教授
"	"	前 野 直 彬	"	"	東京大学教授
"	"	丸 山 昇	"	"	東京大学教授
"	"	福 永 光 司	"	51. 10. 20	東京大学教授
"	"	出 淵 博	文・英文	52. 3. 31	東京工業大学助教授
"	"	岩 元 巖	"	"	筑波大学助教授
"	任用更新	鈴 木 進	"	"	
"	"	羽 田 陽 子	"	"	法政大学講師
"	併 任	上 島 建 吉	"	"	東京大学助教授
"	任用更新	大 橋 吉 之 輔	"	"	慶応義塾大学教授
"	採 用	三 枝 幸 夫	"	"	
"	任用更新	山 村 健	文・教育	"	大正大学助教授
"	併 任	藤 田 昌 士	"	51. 10. 20	国立教育研究所 第四研究部 第五研究室長
"	"	永 野 重 史	"	"	国立教育研究所 第三研究部 第四研究室長

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任期又は併任の期間	本 務 そ の 他
51. 4. 1	任用更新	高 田 洋一郎	"	52. 3. 31	東京女子大学教授
"	併 任	吉 田 章 宏	"	"	東京大学助教授
"	採 用	安 本 美 典	"	"	産業能率短期大学教授
"	併 任	坂 元 昂	"	"	東京工業大学教授
"	採 用	金 成 辰 夫	"	"	専修大学教授
"	"	神 田 道 子	"	51.10. 20	東洋大学助教授
"	"	市 川 雅 章	"	52. 3. 31	
"	"	乾 孝	"	"	法政大学教授
"	任用更新	外 山 友 子	文・表体	"	
"	"	古 江 綾 子	"	"	日本女子体育大学教授
"	採 用	西 形 節 子	"	51.10. 20	
"	"	江 川 明	"	"	
"	併 任	川 口 千 代	"	"	東京教育大助教授
"	"	成 田 十次郎	"	52. 3. 31	東京教育大助教授
"	"	大 場 義 夫	"	51.10. 20	東京大学教授
"	"	平 川 公 義	"	"	東京大学教授
"	"	加 賀 秀 夫	"	52. 3. 31	筑波大学助教授
"	"	金 子 明 友	"	"	筑波大学教授
"	任用更新	船 山 信 子	文・音楽	51.10. 20	上野学園大学講師
"	"	萩 原 英 彦	"	52. 3. 31	武蔵野音楽大学講師
"	"	小 池 松 寿	"	"	武蔵野音楽大学講師
"	"	小 池 容 子	"	"	
"	"	橘 静 香	"	"	
"	"	足 田 生次郎	"	"	武蔵野音楽大学講師
"	"	渡 辺 三 郎	"	"	東邦音楽大学助教授
"	"	井 上 淑 子	"	"	桐朋学園大学講師
"	併 任	中 野 俊 也	"	"	東京芸術大学助手
"	"	河 島 英 昭	"	51. 10. 20	東京外国語大学助教授
"	任用更新	柴 田 南 雄	"	52. 3. 31	
"	"	遠 藤 千 春	"	"	東邦音楽大学講師
"	併 任	柴 垣 和 夫	文・共通	"	東京大学教授
"	"	藤 井 昇 三	"	"	電気通信大学教授
"	"	梅 田 博 之	"	"	東京外国語大学教授
"	採 用	逸 身 喜 一郎	"	52. 3. 31	
"	"	桜 井 毅	"	"	武蔵大学教授
"	"	江 守 五 夫	"	51.10. 20	明治大学教授
"	"	佐 野 昭 子	文・一英	52. 3. 31	
"	併 任	島 岡 丘	"	"	筑波大学助教授
"	"	首 藤 新 八	"	"	群馬大学教授
"	採 用	桜 庭 信 之	"	"	成城大学教授
"	併 任	富 山 太 佳 夫	"	"	東京大学助手



発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任期又は 併任の期間	本 務 そ の 他
51. 4. 1	任用更新	土 屋 順 子	"	"	鶴見大学教授
"	"	飯 島 智 子	文・独文	"	国立音楽大学講師
"	併 任	上 野 修	"	"	東京学芸大学助教授
"	任用更新	上 野 理 子	"	"	
"	併 任	小 川 超	"	"	東京大学教授
"	任用更新	喜多尾 道 冬	"	"	中央大学助教授
"	"	松 尾 直 美	"	"	武蔵野音楽大学講師
"	併 任	宮 原 朗	"	"	埼玉大学教授
"	"	吉 田 孚	"	"	埼玉大学教授
"	"	渡 辺 勝	"	"	埼玉大学教授
"	採 用	平 野 脚 子	"	"	
"	"	中 田 美 喜	"	"	慶応義塾大学教授
"	任用更新	加 納 晃	文・仏文	"	中央大学教授
"	"	川 村 克 己	"	"	立教大学教授
"	"	後 藤 辰 男	"	"	東洋大学教授
"	"	平 松 圭 子	文・中国語	"	大東文化大学講師
"	"	水 野 忠 夫	文・ロシア語	"	早稲田大学講師
"	"	浅 岡 宣 彦	"	"	
"	"	高 木 きよ子	文・一教	"	アメリカ、カナダ12大学連合 日本研究センター 副所長
"	"	川 添 利 幸	"	"	中央大学教授
"	"	岩 井 昭 二	"	"	立教大学助教授
"	併 任	原 朗	"	"	東京大学助教授
"	"	朝 倉 隆 太 郎	"	51. 10. 20	宇都宮大学教授
"	"	平 野 健 一 郎	"	"	東京大学助教授
"	任用更新	北 条 淳 子	"	52. 3. 31	早稲田大学助教授
"	"	三 須 徳 次	文・一 体	"	
"	採 用	武 井 正 子	"	"	順天堂大学講師
"	"	中 森 善 治	"	51. 10. 21	玉川大学 助教授
"	併 任	吉 田 繁	"	"	東京学芸大教授
"	採 用	相 場 了	"	"	十文字学園女子短期大学助教授
"	併 任	賀 川 昌 明	"	"	本学附属中学校教諭
"	併 任	柿 沼 利 昭	"	51. 10. 20	本学附属中学校教諭
"	"	大和田 順 子	"	"	本学附属高等学校教諭
"	併 任	野 口 和 子	"	51. 10. 20	本学附属高等学校教諭
"	"	斉 藤 喜 門 子	"	"	本学附属中学校教諭
"	"	古 屋 孝 子	"	"	本学附属高等学校教諭
"	"	久 保 昌	"	52. 3. 31	本学附属高等学校教諭
"	"	宮 地 忠 雄	"	51. 10. 20	本学附属小学校教諭
"	"	福 田 静 子	"	"	本学附属小学校教諭
"	"	加 藤 康 順	"	"	本学附属小学校教諭
"	"	阿久沢 栄 太 郎	"	"	本学附属小学校教諭
"	"	富 平 美 喜	"	"	本学附属小学校教諭

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任期又は併任の期間	本 務 そ の 他
51. 4. 1	"	大橋 富貴子	"	"	本学附属小学校教諭
"	"	竹前 文夫	"	52. 3. 31	本学附属高等学校教諭
"	"	長命 俊子	"	"	本学附属高等学校教諭
"	任用更新	川井 真理子	文・附小	"	
"	"	上野 美佐子	"	"	
"	"	金子 一夫	"	"	
"	採用	五十嵐 むつみ	"	"	
"	"	玉川 詩晴	"	"	
"	"	水田 兼二	"	"	
"	任用更新	木村 正子	文・附中	"	
"	"	脇屋 貞子	"	"	
"	"	久保 千鶴子	"	"	
"	"	村方 千之	"	"	
"	"	中村 静子	"	"	
"	"	佐藤 綱一	"	"	
"	採用	清宮 和子	"	"	
"	任用更新	大岩 順子	"	"	
"	採用	佐藤 朋子	"	"	
"	任用更新	横井 正利	文・附高	"	
"	"	俵山 春江	"	"	
"	"	戸井 田行世子	"	"	
"	採用	根岸 政子	"	"	
"	"	井上 正作	"	"	
"	任用更新	片倉 照子	"	"	
"	"	磯貝 文男	"	"	
"	"	長井 健二	"	"	
"	"	渡辺 千鶴子	"	"	
"	"	横田 京生	"	"	
"	"	山下 常与	理・数	"	武蔵工業大学教授
"	"	本田 欣哉	"	"	立教大学教授
"	併任	滝沢 周雄	"	"	東京水産大学教授
"	"	田村 一郎	"	51.10. 20	東京大学教授
"	"	松下 嘉米男	"	52. 3. 31	統計数理研究所研究部長
"	"	新納 文雄	"	51.10. 20	東京大学教授
"	"	神田 護	"	"	筑波大学助教授
"	"	林 憲二	理・物理	"	東京大学助手
"	"	中村 正年	"	52. 3. 31	東京教育大学教授
"	採用	大井 喜久夫	"	"	早稲田大学教授
"	併任	藤田 純一	"	"	筑波大学教授
"	"	森垣 和夫	"	"	東京大学助教授
"	採用	竹沢 照	"	51.10. 20	日本大学講師

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任 期 又 是 併任の期間	本 務 そ の 他
51. 4. 1	任用更新	渡 辺 彰	"	"	慶応義塾大学助教授
"	併 任	福 田 清 成	理・化学	"	埼玉大学教授
"	"	池 田 長 生	"	"	東京教育大学教授
"	"	大 瀧 仁 志	"	"	東京工業大学教授
"	"	柿 沢 寛	"	"	東京教育大学教授
"	"	笹 田 義 夫	"	"	東京工業大学教授
"	"	有 賀 祐 勝	理・生物	"	東京水産大学助教授
"	"	外 村 晶	"	"	東京医科歯科大学教授
"	採 用	大 房 剛	"	"	山本海苔研究所所長
"	併 任	国 分 征	"	"	東京大学助教授
"	"	有 山 正 孝	"	"	電気通信大学教授
"	"	前 原 昭 二	"	"	東京教育大学教授
"	任用更新	増 井 美 代子	家・児童	52. 3. 31	聖マリアンナ医科大学助手
"	"	武 藤 安 子	"	"	日本肢体不自由児協会 中央療育相談所
"	"	加 勢 瑠 璃子	"	"	コダーイシステム研究会会長
"	"	秋 山 達 子	"	"	大正大学講師
"	採 用	大 戸 美 也子	"	"	郡山女子短期大学助教授
"	"	小 原 秀 雄	"	51. 10. 11	女子栄養大学教授
"	"	坂 野 敏 子	"	52. 3. 31	九重織師範会会長
"	任用更新	小 池 五 郎	家・食物	"	女子栄養大学教授
"	併 任	鈴 木 た ね子	"	51. 10. 20	水産庁東海区水産研究所
"	任用更新	板 橋 文 代	"	52. 3. 31	大妻女子大学教授
"	採 用	興 津 知 明	"	51. 10. 20	埼玉県衛生研究所化学部第二科長
"	"	東 畑 朝 子	"	"	女子栄養大学講師
"	任用更新	武 保	"	"	女子栄養大学教授
"	"	吉 田 敬 一	家・被服	"	昭和大学教授
"	併 任	中 村 茂 夫	"	"	東京大学助手
"	"	祖父江 茂 登子	"	52. 3. 31	埼玉大学助教授
"	任用更新	松 浦 静 雄	"	"	中央太学講師
"	"	安 部 美 智子	"	"	東横学園女子短期大学助教授
"	採 用	利 光 功	"	"	玉川大学助教授
"	任用更新	北 原 文 雄	"	51. 10. 20	東京理科大学教授
"	"	飛 田 満 彦	"	52. 3. 31	東京都立大学教授
"	"	芦 沢 玖 美	"	"	杏林大学講師
"	採 用	渡 辺 ミ チ	"	51. 10. 20	文化女子大学教授
"	"	望 月 登 美子	"	52. 3. 31	跡見学園短期大学教授
"	併 任	田 実 栄 子	"	51. 10. 20	東京国立文化財研究所
"	採 用	開 原 久 代	家・家経	"	東京児童相談センター
"	"	安 川 正 彬	"	"	慶応義塾大学教授
"	併 任	黒 田 俊 夫	"	"	人口問題研究所所長
"	採 用	中 村 吉 治	"	"	国学院大学教授
"	"	青 木 茂	"	"	大妻女子大学教授

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	任期又は 併任の期間	本 務 そ の 他
"	"	森 武 夫	"	"	専修大学助教授
"	任用更新	中 鉢 正 美	"	"	慶応義塾大学教授
"	採用	畑 江 敬 子	家・共通	52. 3. 31	
"	任用更新	寺 元 芳 子	"	"	和洋女子大学教授
"	併任	増 田 順 子	"	"	横浜国立大学助教授
"	任用更新	松 山 容 子	"	"	
"	採用	高 部 啓 子	"	51. 10. 20	
"	"	武 田 満 ず	"	"	日本女子大学教授
"	任用更新	田 口 玄 一	"	52. 3. 31	青山学院大学教授
"	"	林 健 造	"	"	十文字学園短期大学教授
"	"	大 町 淑 子	"	51. 10. 20	本学附属高等学校教諭
"	"	曾我部 泰三郎	"	52. 3. 31	本学附属中学校教諭
"	"	堀 合 文 子	"	"	本学附属幼稚園教諭
51. 4. 16	"	河 端 俊 治	家・食物	51. 10. 20	国立予防衛生研究所 食品衛生部長
51. 5. 1	採用	鶴 見 和 子	文・一教	"	上智大学教授
"	併任	生 田 香 明	文・一体	"	東京大学助手
"	"	阿 部 英 一	理・数学	"	東京教育大学教授
"	"	藤 崎 源 二 郎	"	"	東京大学教授
"	採用	遠 藤 善 之 郎	理・生物	"	慶応義塾大学教授
51. 5. 15	"	石 倉 哲 郎	文・附小	52. 3. 31	
51. 6. 1	"	久 野 一 枝	家・児童	51. 9. 30	結核予防会結核研究所
51. 7. 1	"	高 橋 伍 郎	文・表体	51. 7. 31	武蔵大学講師
"	併任	逸 身 喜 一 郎	文・共通	52. 3. 31	東京大学助手
"	"	浅 山 英 一 章	家・児童	52. 2. 28	千葉大学助教授
51. 7. 16	"	加 藤 章	文・附高	51. 7. 20	長崎大学助教授

## ◎非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	職 名	任 期	備 考
51. 4. 1	併任	土 屋 滋	保健管理 センター	学 校 医	52. 3. 31	
"	任用更新	天 野 信 一	附属中学校	"	"	
"	"	田 崎 薫	附属小学校	学 校 薬 剤 師	"	
"	"	渡 部 み さ 子	庶 務 課	臨 時 技 能 補 佐 員	"	
"	採用	小 林 一 二 三	会 計 課	臨 時 用 務 員	52. 3. 24	
"	"	栗 原 明 子	"	事 務 補 佐 員	"	
"	任用更新	神 原 千 恵 子	"	臨 時 事 務 補 佐 員	52. 3. 31	
"	"	鳥 越 留 美 子	"	"	"	
"	採用	小 山 田 恭 子	施 設 課	事 務 補 佐 員	52. 3. 24	
"	"	竹 部 正 二 子	"	技 能 補 佐 員	"	
"	"	石 野 康 子	学 生 課	見 習 員	"	
"	"	若 月 卜 ヨ	"	臨 時 用 務 員	"	
"	任用更新	鮎 沢 道 子	"	事 務 補 佐 員	"	

発令年月日	異動種目	氏名	所 属	職 名	任 期	備 考
51. 4. 1	採 用	鈴木ハルミ	厚生課	臨時用務員	〃	
〃	〃	中守せい	〃	〃	〃	
〃	〃	女ケ澤シミ	〃	〃	〃	
〃	任用更新	八木直子	〃	臨時事務補佐員	52.3.31	
〃	〃	木村珠子	入学主幹付	事務補佐員	〃	
〃	採 用	鈴木武夫	附属図書館	〃	52.3.24	
〃	配置換	塚原ワカ子	〃	〃	〃	
〃	採 用	山下文子	〃	〃	〃	
〃	〃	田中ユリ子	〃	〃	〃	
〃	〃	伊集院晴美	女性文化館	〃	52.3.31	
〃	〃	田中裕子	文教育学部	〃	52.3.24	
〃	〃	布施徳行	〃	〃	〃	
〃	任用更新	小野恵美子	〃	臨時事務補佐員	52.3.31	
〃	配置換	小宮崎佐和子	〃	臨時教務補佐員	〃	
〃	採 用	森ちづ子	〃	事務補佐員	〃	
〃	〃	本吉公子	〃	教務補佐員	〃	
〃	任用更新	勇勝美	〃	〃	〃	
〃	〃	武田むつみ	〃	〃	〃	
〃	〃	吉田晶子	〃	〃	〃	
〃	〃	中泉徹	〃	〃	〃	
〃	〃	松崎正子	〃	事務補佐員	〃	
〃	〃	荒川裕子	〃	〃	〃	
〃	〃	金子昌子	〃	教務補佐員	〃	
〃	〃	昆野礼子	〃	〃	〃	
〃	〃	根岸政子	〃	〃	〃	
〃	採 用	藤山和子	〃	〃	〃	
〃	任用更新	木内良子	〃	〃	〃	
〃	採 用	寺津典子	文教育学部	事務補佐員	〃	
〃	〃	榎岡明美	〃	〃	〃	
〃	〃	赤塚智賀子	〃	〃	〃	
〃	任用更新	梅野りん子	〃	〃	〃	
〃	採 用	沢井加津子	〃	〃	〃	
〃	配置換	小柳恵子	〃	教務補佐員	52.3.24	
〃	採 用	小恵由美子	〃	〃	52.3.31	
〃	〃	毛塚恵美子	〃	事務補佐員	〃	
〃	任用更新	山本高司	〃	教務補佐員	〃	
〃	採 用	加藤千代子	〃	〃	〃	
〃	〃	小野満みどり	〃	〃	〃	
〃	〃	藤田恵子	〃	〃	〃	
〃	任用更新	金矢香	〃	〃	〃	
〃	〃	佐竹悦子	〃	〃	〃	
〃	〃	香田紀子	〃	〃	〃	

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期	備考
51. 4. 1	"	林 圭子	"	"	"	
"	採用	河野 英美	"	"	"	
"	任用更新	細淵 佐重	附属高等学校	臨時技能補佐員	"	
"	"	稲田 泉	"	臨時事務補佐員	"	
"	"	宮崎 圭子	"	事務補佐員	"	
"	採用	宮越 有規子	附属中学校	事務補佐員	51. 5. 31	
"	任用更新	小菅 スギ	附属小学校	臨時用務員	52. 3. 31	
"	"	間明田 カヨコ	附属幼稚園	臨時作業員	"	
"	採用	畠中 礼美子	理学部	事務補佐員	52. 3. 24	
"	"	青山 みどり	"	臨時用務員	"	
"	"	女ヶ澤 清吉	"	"	"	
"	"	中里 澄子	"	事務補佐員	"	
"	"	中島 真木子	"	"	"	
"	"	井上 喜代子	"	"	"	
"	"	生田 和子	"	"	52. 3. 31	
"	任用更新	占部 久子	"	臨時教務補佐員	"	
"	"	久高 智子	"	事務補佐員	"	
"	採用	宇津木 和子	"	教務補佐員	52. 3. 24	
"	任用更新	大川 けい子	"	"	52. 3. 31	
"	採用	浅見 キヨノ	家政学部	臨時用務員	52. 3. 24	
"	"	百清 子	"	"	"	
"	"	澤村 智子	"	見習員	"	
"	"	細川 雅代子	"	教務補佐員	52. 3. 31	
"	"	伊賀 順子	"	"	"	
"	任用更新	清水 いく子	"	"	"	
"	"	田中 都慈子	"	"	"	
"	"	鈴木 芙美子	"	教務補佐員	52. 3. 31	
"	"	遠藤 百合子	"	"	51. 5. 31	
"	"	中山 和子	"	"	52. 3. 31	
"	"	大村 典子	"	"	"	
"	採用	鈴木 恵美子	"	"	"	
"	任用更新	川村 淳子	"	"	"	
"	"	川嶋 かほる	"	"	"	
"	"	高橋 千佳子	"	"	"	
"	採用	川畑 昌子	"	"	"	
"	"	井上 ヒロミ	"	"	51. 9. 30	
"	"	大桐 馨子	"	臨時教務補佐員	52. 3. 31	
"	"	柳瀬 サエ子	"	教務補佐員	"	
"	"	吉田 夫美子	"	臨時教務補佐員	51. 5. 31	
51. 4. 7	辞職	木村 珠代子	入学主幹付	事務補佐員		
51. 4. 10	"	大桐 馨子	家政学部	臨時教務補佐員		
51. 4. 19	採用	安岡 紀子	"	"	52. 3. 31	

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期	備考
51. 4. 20	"	山本和子	文教育学部	教務補佐員	"	
51. 4. 22	"	佐柳マリ	家政学部	"	"	
51. 4. 23	"	大橋範子	入学主幹付	事務補佐員	"	
51. 4. 26	"	等々力佳代子	附属図書館	臨時事務補佐員	52. 3. 31	
"	"	富岡千代子	家政学部	教務補佐員	"	
51. 4. 28	"	亀田温子	"	"	"	
51. 5. 1	"	河野英美	文教育学部	"	"	
"	配置換	稲田泉	附属高等学校	事務補佐員	52. 3. 24	
"	採用	佐々加代子	家政学部	教務補佐員	52. 3. 31	
"	"	高山澄子	"	"	"	
"	"	浜道洋子	"	"	"	
"	"	浪川美知子	"	"	"	
51. 5. 16	"	義山哲子	附属図書館	臨時事務補佐員	"	
51. 5. 17	辞職	榊原千恵子	会計課	"		
51. 5. 18	採用	三井貞子	附属図書館	事務補佐員	51. 7. 30	
51. 5. 21	"	原田佳代子	附属幼稚園	"	51. 7. 10	
"	"	尾林孝子	"	"	"	
51. 5. 24	"	草薨美佐子	会計課	臨時事務補佐員	52. 3. 31	
51. 6. 1	配置換	布施德行	入学主幹付	事務補佐員	52. 3. 24	
"	採用	田中靖治	附属図書館	"	51. 7. 31	
"	任用更新	宮越有規子	附属中学校	"	51. 6. 30	
"	採用	中塚みゆき	附属幼稚園	"	51. 7. 10	
"	任用更新	吉田夫美子	家政学部	臨時教務補佐員	52. 3. 31	
"	採用	矢島礼子	家政学部	教務補佐員	52. 3. 31	
51. 6. 29	配置換	宮崎佐和子	文教育学部	"	51. 8. 31	
51. 6. 30	辞職	小山田恭子	施設課	事務補佐員		
"	"	毛塚恵美子	文教育学部	"		
51. 7. 1	採用	佐々木恵子	施設課	臨時事務補佐員	52. 3. 31	
"	"	秦野悦子	文教育学部	教務補佐員	"	
"	配置換	間明田カヨコ	附属幼稚園	臨時用務員	52. 3. 24	
51. 7. 21	辞職	小菅スギ	附属小学校	"		
51. 7. 22	採用	原安子	附属図書館	事務補佐員	51.10.13	
51. 8. 1	任用更新	田中靖治	"	"	51. 8. 31	
"	採用	山本みどり	附属高等学校	臨時事務補佐員	52. 3. 31	

# 学 事

## ○ 昭和 52 年度お茶の水女子大学大学院

### 理学研究科修士課程学生募集要項

#### 1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者（昭和52年3月卒業見込の者を含む）
- (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

#### 2. 募集人員 40名

区 分	数 学 専 攻	物 理 学 専 攻	化 学 専 攻	生 物 学 専 攻
人 員	10 名	10 名	10 名	10 名

#### 3. 選抜方法 学力検査（筆記試験・口述試験）調査書等を総合して決定する。

##### ㊦ 学力検査

##### イ) 筆 記 試 験 9月16日(木)

区 分	数 学 専 攻	物 理 学 専 攻	化 学 専 攻	生 物 学 専 攻
9:20 ~ 10:50	数 学 (微積分 代数と幾何 位相空間)	物 理 学	化学及び ★「物理学 又は 生物学」	9:30 ~ 12:30 生 物 学
11:00 ~ 13:00	★ 物理学又は生物学のうち1科目を選択すること。ただし、志望区分「化A」「化F」志願者は、第1志望・第2志望を問わず「物理学」を選択すること。			
11:00 ~ 13:00	専 門 科 目 数 学	物 理 学	化 学	
14:00 ~ 15:30	外 国 語 第 1 外 国 語 及 び 第 2 外 国 語 英・独・仏・露のうちから2か国語を選択すること。			

##### ロ) 口 述 試 験

数学、物理学、生物学専攻は 9月16日(木)16:30より  
化学専攻は 9月17日(金)13:00より

#### 4. 出願手続 下記の書類及び検定料を取り揃えて提出する。

- (1) 志願者名票、受験票及び履歴書（本学所定の用紙）
- (2) 卒業（又は見込）証明書
- (3) 健康診断書（本学所定の用紙）
- (4) 調 査 書（本学所定の用紙）
- (5) 検 定 料 7,500円 現金又は郵便為替
- (6) 受験承諾書 在職者及び他大学の大学院在籍者は所属長の承諾書を提出すること。（様式随章）
- (7) 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、50円切手をはった定形郵便物用封筒を同封する。

#### 5. 出願期間及び受付場所

- (1) 9月1日(水)～9月10日(金)
- (2) 午前9時～午後3時。 土曜日は午前11時30分まで。
- (3) 郵送する場合は必ず書留として「大学院入学願書」と朱書し、9月10日(金)までに必着のこと。
- (4) 出願場所 本学理学部事務部

#### 6. 修了の条件及び学費

- (1) 修業年限は2年以上とする。
- (2) 総計30単位以上修得すること。
- (3) 課程の修了には前2項のほか、学位論文を提出して、最終試験に合格することを必要とする。
- (4) 入学科 50,000円、 授業料 年額 96,000円

#### 7. そ の 他

- (1) 出願後、書類の変更や検定料の払い戻しは行わない。
- (2) 合格発表は9月29日(水)の予定。
- (3) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、60円切手をはった定形郵便物用封筒(23.5cm×12cm)を同封すること。
- (4) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒(切手添付)を同封し、必ず返信先を明記すること。

#### 8. 第 2 次 募 集 実施の有無については合格発表の日 に公示する。

入学願書に関する通信は下記あてとすること。

お茶の水女子大学理学部事務部  
〒112 東京都文京区大塚2丁目1の1  
電話：東京(03)943-3151(大代表)

都営バス 大塚2丁目停留所前  
地下鉄 丸の内線 茗荷谷駅から徒歩 約5分  
地下鉄 有楽町線 護国寺駅(音羽口)から徒歩 約5分



# ○昭和52年度お茶の水女子大学大学院家政学研究科(修士課程) 学 生 募 集 要 項

## 1. 専攻名および募集人員

専 攻 名	募 集 人 員
児 童 学 専 攻	8
食 物 学 専 攻	8
被 服 学 専 攻	8
家 庭 経 営 学 専 攻	6

## 2. 修 業 年 限

2年

## 3. 出 願 資 格

下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者(昭和52年3月卒業見込みの者を含む)
- (2) 本学の大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者。

## 4. 出 願 手 続

- (1) 入 学 願 書 用紙は本学で交付。
  - (2) 卒業証明書または見込書。
  - (3) 推 薦 書 指導教官または主任教官等により作製されたもの(形式随意 用紙はB5版縦長横書とする。)
  - (4) 調 査 書 大学院修士課程入学者選抜実施要項に基づく調査書 用紙は本学で交付。
  - (5) 健康診断証明書 用紙は本学で交付。
  - (6) 写 真 上半身、出願前3か月以内に撮影したもの。大きさは名刺型。本学から交付する台紙にはる。
  - (7) 受験許可書 在職中のものは所属長の許可書を添えること。
- 前記書類を一括し、入学検定料を添え所定の期日までに本学に提出のこと。
- 出願書類等郵送の場合は必ず書留郵便とし「大学院家政学研究科入学願書在中」と朱書すること。
- 検定料(7,500円)は定額小為替とし受取人欄に「お茶の水女子大学」とだけ記入し同封すること。
- また、返信用封筒(あて先を表記し50円切手を貼付。)を同封のこと。

## 5. 選考期日・出願期日・願書受付場所

区分 専攻名	第 1 次 募 集		第 2 次 募 集		備 考
	選考期日	出 願 期 間	選考期日	出 願 期 間	
児 童 学 専 攻	昭和51年 9月24日(金)	昭和51年9月6日(月)	昭和52年 2月2日(水)	昭和52年1月10日(月)	各専攻で第1次募集の合格者が定員に満たない場合には第2次募集を行うことがある。
食 物 学 専 攻		昭和51年9月14日(火)		昭和52年1月17日(月)	
被 服 学 専 攻					
家 庭 経 営 学 専 攻					

- (1) 郵送の場合は出願期間最終日の消印のあるものは受付ける。
- (2) 受 付 時 間 平 日 午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分  
土曜日 午前9時～午前11時30分
- (3) 受 付 場 所 〒112 東京都文京区大塚2丁目1番1号 TEL 03(943)3151(大代表)  
本学家政学部事務部(都バス大塚2丁目または地下鉄茗荷谷下車)

## 6. 日時割および試験場所

## (1) 学科試験・口述試験

専攻名	外国語		学科筆記試験 13.00～16.00	口述試験 16.10～	
	9.30～11.00	11.15～12.00			
児童学専攻	第一外国語 (英・独・仏の内一)	第二外国語 (英・独・仏の内一以外) ※第二外国語	(1) 児童学(発達・保健・臨床・福祉・保育)	☆	
食物学専攻			(2) 論文		
被服学専攻			被服科学を主とするもの	(1) 一般化学(無機・有機・物理化学)	
			被服美学・被服構成学を主とするもの	(2) 栄養化学・食品化学・調理学	
家庭経営学専攻				(1) 一般化学(無機・有機・物理化学)	
		(2) 被服材料学(繊維化学を含む)・被服整理学(染色化学を含む)			
		(3) 論文			
		(1) 服飾美学(服飾史を含む)・被服構成学のいずれか1科目			
		(2) 論文			
		(1) 家政学原論・家庭経済学・家族関係学			
		(2) 論文			

※ 第二外国語の内容は専門に関連するもので受験に際しては辞書を携行して差支えない。

☆ 児童学専攻志願者は、口述試験の際に、学部卒業者は卒業研究または本人の研究成果を示すものを持参すること。

上記の選択科目については出願の際届出のものとする。

(2) 試験場所 お茶の水女子大学(東京都文京区大塚2丁目1番1号)

7. 検定料・入学料および授業料 検定料7,500円 入学料50,000円 授業料(年間)96,000円

## 8. 合格者発表

第1次募集で合格した者には昭和51年9月30日(木)、第2次募集を行った場合は昭和52年2月8日(火)頃本人に通知すると共に学内にその氏名を掲示する。

## 9. 健康診断

健康診断は健康診断書による。この診断書による検査の結果、本学において更に必要を認めた者に対しては診断を行う。

## 10. 注意事項

- (1) 出願書類等の請求または照会のあて先はすべて本学「家政学部事務部」とし返信用封筒(あて先を表記し50円切手を貼付)を同封すること。
- (2) 出願手続後の書類変更や検定料の払いもどしはできない。
- (3) 第2次募集実施の有無は第1次の合格発表と同時に発表する。

~~~~~

## 諸 報

~~~~~

## ○海外出張・研修旅行

所属職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
理学部 助教授	細矢 治夫	アメリカ合衆国	S.51年度国際研究集会派遣 研究員として、第2回量子化学 国際会議出席のため	51・4・17 51・5・4	出張
家政学部 教授	福場 博保	アメリカ合衆国、アルゼンチン、 ニュージーランド、オーストリア	各国のビタミンE摂取量と食構成との 関連のため	51・4・9 51・6・8	出張 (在研一短期)
文教育学部 教授	宮島 喬	フランス、スペイン	フランス社会学研究のため	51・3・21 51・4・4	研修
文教育学部 教授	勝部 真長	連合王国、西ドイツ、オランダ、 フランス	幼児教育事情視察	51・3・24 51・4・4	〃
附属幼稚園 教頭	堀合 文子	〃	〃	〃	〃
附属幼稚園 教諭	直井 久子	〃	〃	〃	〃
附属高等学校 教諭	秋元 幸茂	フランス、スペイン	美術教育事情視察	51・3・26 51・4・4	研修
文教育学部 教授	柳 宗 玄	大韓民国	韓国上代美術の研究	51・3・27 51・4・10	〃
理学部 助手	和田 恒代	カナダ	国際学会出席	51・5・7 51・5・17	〃
文教育学部 教授	中山 時子	中華人民共和国	中国文化の研究	51・5・25 51・6・10	〃
理学部 助手	福田 豊	スイス、ドイツ連邦共和国	混合配位子錯体の生成とその性質の 研究及び国際会議出席のため	51・6・8 52・5・30	出張
文教育学部 教授	森 隆夫	タイ	「生涯教育とカリキュラム」に関する 国際会議に参加するため	51・6・6 51・6・17	〃
文教育学部 助教授	浅井 清	アメリカ合衆国	ハーバード大学東アジア研究センターの 日本近代文学研究に研究員として参加 のため	51・6・17 51・8・20	〃
文教育学部 教授	勝部 真長	アメリカ合衆国 メキシコ	昭和51年度「青年の船」に団長として 参加のため	51・6・18 51・8・9	〃
理学部 助手	前田 ミチエ	アメリカ合衆国	実関数論の研究	51・7・1 51・12・31	研修
家政学部 教授	稲垣 長典	アメリカ合衆国 カナダ、メキシコ	第13回国際家政学会議出席、及び アメリカ、メキシコ家政事情調査	51・7・16 51・8・6	〃
家政学部 教授	吉松 藤子				

家政学部 教授	伊藤 秋子	アメリカ合衆国 カナダ・メキシコ	第13回国際家政学会議出 席、及びアメリカ、メキ シコ家政学事情調査	51・7・16 51・8・6	研 修
理学部 教授	瀬野 信子	ドイツ連邦共和国、 デンマーク、連合王国、 フランス、スイス	第10回国際生化学会議に 出席及び研修	51・7・23 51・8・10	"
理学部 助手	秋山 文子				
文教育学部 教授	式 正英	ソヴィエト社会主義 共和国連邦	第23回国際地理学会議出 席のため	51・7・26 51・8・12	"
文教育学部 助教授	斉藤 功	スリランカ共和国	日本とスリランカにおける農 業と農村生活の比較研究	51・7・26 51・8・15	"
文教育学部 教授	浅海 重夫	ソヴィエト社会主義 共和国連邦、スイス	第23回国際地理学会議出 席及び自然地理学研究	51・7・27 51・8・22	"
文教育学部 助教授	杉本 正哉	ドイツ連邦共和国 デンマーク オランダ スイス、オーストリア	G. Keller を中心とするド イツの Poetischer Realis mus の様式の研究及びド イツ語教授法の研究のため	51・7・27 52・7・26	出 張 (在研長期甲)
文教育学部 助教授	春日 喬	ユーゴスラビア	専門領域(臨床心理学発達 心理学)に関する研究情報 及び資料収集ならびに関 係施設訪問	51・7・29 51・8・26	研 修
文教育学部 教授	藤永 保	アメリカ合衆国 カナダ	アメリカ、カナダ幼児教 育事情視察と研究者、保 育者との意見交換	51・7・31 51・8・9	"
文教育学部 講師	中村 弓子	フランス	学会(今日のベルクソン) 参加のため	51・8・15 51・9・7	"
文教育学部 教授	広瀬 京一郎	連合王国、ベルギー フランス、ドイツ連 邦共和国、イタリア	ヨーロッパ中世哲学特にア ウグスチヌス研究の現況調 査と資料収集	51・8・21 51・10・20	出 張 (在研一短期)
家政学部 教授	山西 貞	スリランカ共和国 インドネシア	スリランカ茶試験場におい て、茶の化学についての討 論及び研究打合せと食品 香気研究の講演のため	51・8・29 51・9・8	研 修

○福利厚生施設新営

鉄筋コンクリート造2階建

昭和51年3月しゅん功

食 堂 RC2 延面積 926 ㎡

保健管理センター RC2 延面積 322 ㎡

保健管理センター

従前、家政学部本館内（診察業務）と学生会館前ヘルスセンターに別れて保健業務を行っていたが、本年8月13日に、附属図書館前に新築された建物に移転し、翌日より業務を開始した。

食 堂・売 店

従前、食堂は学内寮隣りと売店は旧食物化学研究施設に別れていたが、これを統合して、保健管理センターの横に新築された建物に移転し、9月9日から営業を開始した。

○給与に関する勧告について

人事院は、去る8月10日、国会及び内閣に対し、次のような公務員給与の改定を勧告しました。

勧 告 (抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)を改正することを勧告する。

一 改定の内容

(一) 俸 給 表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

(二) 諸 手 当

1 初任給調整手当について (略)

2 扶養手当について

手当の月額を配偶者7,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各1人につき2,200円(配偶者がいない職員の扶養親族にあつては、そのうち1人を4,500円)、その他の扶養親族は1人につき1,000円とすること。

3 住居手当について

家賃、間代を支払っている職員に対し支給する手当の月額を、家賃、間代と5,000円との差額が7,000円に達するまではその差額とし、その差額が7,000円を超えるときは、その超える額の2分の1の額を3,500円を限度として7,000円に加算した額とすること。

4 通勤手当について

ア 交通機関等利用者については、運賃等相当額の全額支給の限度を月額12,500円とするこ

と。これに伴い、手当支給の最高限度を、月額14,000円とすること。

イ 自転車等使用者については、支給月額を、使用距離10キロメートル未満の場合は1,700円、10キロメートル以上の場合は3,000円、(調整手当の支給されない地域又は官署に在勤し、交通不便のため自転車等を使用して通勤する場合でその使用距離が15キロメートル未満のときは3,300円、15キロメートル以上のときは4,600円)とすること。

ウ 右のア及びイの改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

5 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は1,600円、管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は、3,200円(土曜日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ2,400円、4,800円)、常直勤務は月額11,000円とすること。

6 期末手当及び勤勉手当について

6月に支給される勤勉手当の支給割合を、0.5月分と、12月に支給される期末手当の支給割合を2.0月分とすること。

なお、本年6月の勤勉手当については、既に支給された同手当の額を下回らないよう措置するものとすること。

二 改定の実施時期

この改定は、昭和51年4月1日から実施すること。

## 別記

## 新 俸 給 表

## 行政職俸給表

## イ 行政職俸給表 (一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	234,700	181,100	—	—	—	93,800	82,500	—
2	245,100	188,600	160,700	136,000	114,000	98,500	86,000	68,400
3	255,500	196,300	167,100	141,700	119,100	103,300	89,700	70,300
4	265,900	204,400	173,500	147,600	124,200	108,100	93,800	72,300
5	276,300	212,500	180,000	153,500	129,500	112,900	97,900	74,300
6	286,700	220,600	186,500	159,400	134,900	117,700	101,700	76,900
7	297,100	228,700	193,200	165,500	140,300	122,400	105,500	79,700
8	307,500	236,800	199,900	171,700	145,600	127,100	109,200	82,500
9	318,000	244,900	206,600	178,100	151,000	131,300	112,500	84,800
10	328,500	253,000	213,400	184,500	156,400	135,400	115,800	87,000
11	336,200	260,700	220,200	190,900	161,800	139,500	118,500	89,200
12	342,100	268,400	226,900	197,300	167,200	143,600	121,800	91,300
13	348,000	275,800	233,600	203,600	172,500	147,700	124,700	93,400
14	353,400	281,700	240,300	209,900	177,800	151,300	127,200	95,500
15	358,000	287,600	246,900	216,000	182,800	154,900	129,700	97,500
16		291,700	252,200	222,100	187,300	158,300	132,200	99,500
17			257,500	226,900	191,800	161,700	134,600	101,000
18			261,100	231,700	195,100	164,600	136,800	
19			264,700	235,100	198,200	167,500	138,700	
20				238,500	201,200	169,600		
21				241,900	203,500	171,700		
22					205,800	173,800		
23					208,100			

## ロ 行政職俸給表 (二)

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	133,400	112,900	93,200	83,500	68,800	61,600
2	137,900	116,900	97,100	86,600	70,900	63,400
3	142,400	121,000	101,000	89,800	73,000	65,200
4	147,200	125,100	104,900	93,200	75,100	67,000
5	152,000	129,200	108,900	96,600	77,600	68,800
6	157,100	133,400	112,900	100,000	80,400	70,800
7	162,200	137,600	116,700	103,400	83,500	72,800
8	167,400	141,800	120,500	106,800	86,600	74,800
9	172,700	146,000	124,300	110,200	89,700	77,200
10	178,000	149,800	128,100	113,600	92,800	79,900
11	183,300	153,600	131,500	117,000	95,900	82,700
12	188,700	157,400	134,900	120,300	99,000	85,500
13	194,100	161,100	138,200	123,600	101,900	88,100
14	199,400	164,800	141,500	126,700	104,800	90,700
15	204,000	168,500	144,800	129,800	107,200	93,100
16	208,500	172,200	148,100	132,600	109,500	95,500
17	213,000	175,900	151,500	135,300	111,700	97,900
18	217,500	179,500	154,800	138,000	113,900	99,800
19	222,000	183,100	158,100	140,400	116,100	101,700
20	226,300	186,700	160,900	142,700	118,100	103,500
21	230,100	190,300	163,600	144,600	120,000	105,300
22	233,900	193,900	165,800	146,500	121,800	107,100
23	237,700	197,000	168,000	148,400	123,600	108,900

職務の等級	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
24	240,700 <sup>円</sup>	200,100 <sup>円</sup>	169,900 <sup>円</sup>	150,200 <sup>円</sup>	125,400 <sup>円</sup>	110,700 <sup>円</sup>
25		202,400	171,800	152,000	127,100	112,500
26			173,700			114,200
27						115,900
28						117,600
29						119,200

## 教育職俸給表

## イ 教育職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	129,100 <sup>円</sup>	95,600 <sup>円</sup>	79,100 <sup>円</sup>
2	—	150,300	135,000	101,100	82,400
3	193,500	157,100	140,900	106,700	86,000
4	201,100	163,900	146,800	112,300	90,000
5	208,700	170,700	153,100	117,900	94,200
6	216,700	177,500	159,400	123,500	98,700
7	224,700	184,300	165,700	129,100	103,300
8	232,800	191,100	172,000	134,900	108,500
9	240,900	197,900	178,300	140,700	113,700
10	249,000	204,700	184,600	146,500	119,100
11	257,100	211,500	190,900	152,300	124,500
12	265,200	217,900	197,200	158,100	129,800
13	273,400	224,000	203,500	163,900	134,800
14	281,600	230,100	209,800	168,800	139,600
15	289,800	236,200	215,600	173,700	144,400
16	298,000	242,100	221,400	178,300	148,800
17	306,200	248,000	227,200	182,700	153,100
18	313,800	253,900	233,000	187,100	157,400
19	321,000	259,800	238,800	191,400	161,700
20	328,200	265,600	244,600	195,700	166,000
21	335,400	270,700	250,400	199,900	170,000
22	342,200	275,800	256,200	204,100	174,000
23	348,400	280,900	261,300	208,300	177,700
24	353,700	286,000	266,400	212,500	181,400
25	358,300	291,100	270,200	216,500	184,500
26	362,900	295,700	273,300	220,400	187,600
27		299,100		223,300	190,700
28				226,200	193,800
29				229,100	196,200
30					198,500

ロ 教育職俸給表 (二)

職務の等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1 等級 俸給月額	2 等級 俸給月額	3 等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	229,500	—	87,900	—
2	236,200	167,800	91,900	74,400
3	243,200	174,200	96,600	77,100
4	250,200	180,600	101,300	79,800
5	257,200	187,000	106,000	82,800
6	264,300	193,400	110,700	86,600
7	271,400	199,800	115,500	90,400
8	278,500	206,300	120,300	94,600
9	285,600	212,800	125,300	98,900
10	292,600	219,300	130,300	103,300
11	299,500	225,800	135,400	107,800
12	306,400	232,300	140,800	112,300
13	313,000	238,800	146,600	117,000
14	319,600	245,300	152,500	121,800
15	324,000	251,800	158,700	126,600
16		258,300	164,800	131,300
17		264,800	170,900	136,000
18		271,300	177,000	140,700
19		277,800	183,200	145,400
20		284,200	189,400	149,600
21		290,600	195,600	153,700
22		297,000	201,800	157,800
23		302,900	208,000	161,800
24		308,800	214,200	165,800
25		312,800	220,400	169,800
26			226,200	173,800
27			231,900	177,800
28			237,500	181,700
29			243,100	185,100
30			248,700	188,500
31			253,400	191,500
32			257,800	194,400
33			262,200	197,300
34			266,200	200,000
35			270,100	202,000
36			274,000	
37			276,800	

ハ 教育職俸給表 (三)

職務の等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1 等級 俸給月額	2 等級 俸給月額	3 等級 俸給月額
	円	円	円	円
1	226,800	—	79,800	—
2	233,100	142,800	83,700	74,400
3	239,400	148,900	87,900	77,100
4	245,800	155,100	91,900	79,800
5	252,200	161,400	96,600	82,800
6	258,600	167,700	101,300	86,600
7	264,900	174,000	106,000	90,400
8	271,200	180,300	110,700	94,600
9	276,900	186,600	115,500	98,900
10	282,600	192,700	120,300	103,200
11	288,000	198,700	125,300	107,600
12	293,400	204,700	130,300	112,000
13	297,900	210,700	135,400	116,400
14	302,400	216,700	140,800	120,800
15	306,300	222,700	146,600	125,200
16		228,700	152,500	129,500
17		234,700	158,700	133,800
18		240,700	164,700	138,000
19		246,600	170,800	142,100
20		252,500	176,800	146,100
21		258,400	182,800	150,100
22		263,800	188,800	153,800
23		268,700	194,500	157,500
24		273,400	200,200	160,800
25		277,700	205,600	163,900
26		281,300	210,900	166,700
27		284,100	216,200	169,500
28		286,900	221,500	172,000
29		289,700	226,500	174,100
30			231,400	176,200
31			236,200	178,100
32			240,900	
33			245,300	
34			249,700	
35			253,700	
36			257,200	
37			260,700	
38			263,900	
39			266,300	

## 医療職俸給表

## イ 医療職俸給表 (一) (略)



## □ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
1	229,400 <sup>円</sup>	187,400 <sup>円</sup>	167,100 <sup>円</sup>	141,700 <sup>円</sup>	104,800 <sup>円</sup>	84,900 <sup>円</sup>	74,800 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
2	238,300	195,400	173,500	147,800	109,800	88,400	77,800	70,400
3	247,200	203,600	180,000	153,900	114,800	92,100	80,800	72,500
4	256,200	211,800	186,500	160,100	119,800	95,800	84,200	74,600
5	265,200	220,000	193,200	166,400	124,800	100,100	87,600	77,400
6	274,300	228,200	199,900	172,800	130,000	104,400	91,300	80,300
7	283,400	236,400	206,600	179,200	135,200	109,000	95,000	83,200
8	292,500	244,700	213,400	185,600	140,600	113,600	98,600	85,300
9	301,600	253,000	220,200	192,000	146,000	118,200	102,200	87,400
10	310,700	260,700	226,900	198,400	151,400	122,800	105,800	89,500
11	316,700	268,400	233,600	204,700	156,800	127,400	109,400	91,500
12	322,100	275,800	240,300	210,800	162,200	131,600	112,700	93,500
13	327,500	281,700	246,900	216,900	167,600	135,800	116,000	95,000
14	332,500	287,600	252,200	222,800	172,900	140,000	119,000	
15	337,500	293,400	257,500	228,000	178,200	144,200	122,000	
16	341,800	297,500	261,100	233,100	183,400	148,300	124,900	
17			264,700	237,700	188,200	152,000	127,400	
18				242,200	193,000	155,600	129,900	
19				245,600	196,500	159,000	132,300	
20				249,000	199,800	162,400	134,200	
21					203,000	165,200		
22					205,300	167,400		
23					207,600	169,500		
24					209,900	171,600		

## ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	163,700	127,700	109,400	83,200	73,100
2	169,700	132,600	113,800	86,800	75,600
3	175,700	137,600	118,300	90,400	78,100
4	181,700	142,600	122,800	94,100	80,600
5	188,100	147,700	127,300	97,800	83,200
6	194,500	152,900	131,900	101,600	86,700
7	201,000	158,100	136,500	105,400	90,300
8	207,500	163,400	141,100	109,300	94,000
9	214,100	168,700	145,700	113,200	97,700
10	220,700	173,900	150,300	117,100	101,400
11	227,300	179,100	154,900	121,000	105,100
12	233,900	184,300	159,500	124,900	108,800
13	240,500	189,500	164,200	128,800	112,400
14	247,100	194,800	168,900	132,700	116,000
15	253,700	200,100	173,600	136,600	119,600
16	259,400	205,300	178,300	140,400	123,100
17	265,100	210,500	183,000	144,200	126,600
18	270,400	215,700	187,700	148,000	130,100
19	275,700	220,900	192,400	151,800	133,600
20	279,200	226,100	196,900	155,600	137,100
21	282,700	231,000	201,400	159,400	140,600
22	286,200	234,800	205,900	163,200	144,100
23		238,600	209,600	167,000	147,100
24		242,400	213,300	170,700	150,100
25		245,400	216,900	174,400	153,100
26		248,400	219,700	178,100	155,900
27		251,000	222,500	181,800	158,600
28			224,900	185,500	161,300
29				188,800	163,400
30				191,100	

## 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	330,000
2	360,000
3	400,000
4	442,000
5	477,000
6	512,000
7	555,000
8	598,000
9	637,000
10	680,000
11	718,000
12	740,000

## 別記備考

- 1 各俸給表の備考は、現行どおりとする。
- 2 新俸給施行の日における職員の職務の等級及び号俸は、その前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

## ○ 計 報

### ○久米又三名誉教授死去

名誉教授久米又三氏には、かねて病氣療養中のところ5月9日逝去されました。享年76才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、同氏には、昭和45年春の生存者叙勲で勲二等旭日重光章が授与されておりましたが、このたび生前の功績により正三位に叙せられ、祭葬料が下賜されました。

### ○中村一良名誉教授死去

名誉教授中村一良氏には、病気のため5月13日急逝されました。享年69才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、同氏には、生前の功績により勲二等瑞宝章が授与され、従三位に叙せられました。

### ○成田 順名誉教授死去

名誉教授成田順氏には、病気のため6月24日急逝されました。享年88才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、同氏には、昭和41年秋の生存者叙勲で勲三等宝冠章が授与されておりましたが、このたび生前の功績により正四位に叙せられました。

## 日 誌 (抄)

- 4月5日(月) } 大学入学手続  
6日(火) }  
9日(金) 理学部計画委員会  
10日(土) 大学・大学院入学式  
12日(月) 博士課程拡充小委員会、人間文化研究科会議準備会組織委員会  
12日(月) } 新入生オリエンテーション  
15日(木) }  
14日(水) 各研究科委員会、各学部教授会  
15日(木) 一般教育委員会、教職課程委員会、学生委員会  
16日(金) 前学期授業開始  
19日(月) 理学部計画委員会

23日(金) 館山施設計画委員会、人間文化研究科会議準備会組織委員会、人間文化研究科会議準備会

26日(月) 博士課程拡充小委員会、入試委員会、入試反省会

27日(火) 附属学校運営委員会、教務委員会(持廻り)、入学料免除選考委員会、施設計画委員会

28日(水) 家政学研究科委員会、各学部教授会、学寮委員会、学寮協議会、人間文化研究科会議準備会組織委員会

30日(金) 理学部計画委員会、電子計算機室運営委員会、学生会館臨時運営委員会、国立大学事務局長懇話会(於東京農工大学)

5月6日(木) 学生委員会、学生連絡協議会

7日(金) 理学部計画委員会、関東甲信越地区国立学校施設担当部課長会議(於東京外国語大学)

8日(土) 博士課程拡充小委員会

10日(月) 博士課程拡充委員会

11日(火) 人間文化研究科会議準備会組織委員会

12日(水) 評議会、人間文化研究科会議準備会、教育実習委員会

12日(水) } 国立七大学理学部長会議(於新潟大学)  
13日(木) }

13日(木) 学生会館臨時運営委員会

17日(月) 学生委員会

18日(火) 教務委員会(持廻り)

19日(水) 家政学研究科委員会、教授会(理・家)、R I 取扱者血液検査

20日(木) 第62回東京地区国公立大学厚生補導部課長懇話会(於如水会館)

21日(金) 人間文化研究科会議小委員会

25日(火) 一般教育委員会、入試委員会、R I 実験室運営委員会、極低温実験室運営委員会、人間文化研究科会議準備会組織委員会

26日(水) 評議会、学寮委員会、学寮協議会、定例学生大会

27日(木) 学生会館臨時運営委員会

28日(金) 人間文化研究科会議準備会

31日(月) 教育実習説明会

- |         |  |         |  |
|---------|--|---------|--|
| 6月1日(火) | 大学院人間文化研究科(博士課程)入学願書受付                         | 29日(火)  | 大学院人間文化研究科(博士課程)入学式、名誉教授称号授与式、学寮委員会      |
| 1日(火)   | 昭和51年度国立大学施設担当部課長会議(於青山会館)                     | 30日(水)  | 理学研究科委員会、各学部教授会、学寮協議会                    |
| 2日(水)   |  |         |  |
| 2日(水)   | 理学研究科委員会、各学部教授会                                | 7月6日(火) | 一般教育委員会、外国人留学生懇談会                        |
| 3日(木)   | 新入生セミナー補導委員会                                   | 7日(水)   | 評議会、教職課程委員会                              |
| 3日(木)   | 全国庶務部課長会議(於一橋講堂)                               | 7日(水)   | 新入生セミナー                                  |
| 4日(金)   |  |         |  |
| 4日(金)   | 前期分授業料免除選考委員会                                  | 9日(金)   |  |
| 7日(月)   | 放射線取扱者等に対する皮フの検査                               | 11日(日)  | 夏季休業始                                    |
| 8日(火)   | 入試委員会、女性文化資料館運営委員会                             | 12日(月)  | 電子計算機講習・実習(12・13・15・16・19・20日の6日間)       |
| 8日(火)   | 国立大学学生部次長・課長会議(於一橋講堂)                          | 17日(土)  | 大学院人間文化研究科(博士課程)入学料・授業料免除選考委員会、人間文化研究科会議 |
| 9日(水)   |  |         |  |
| 8日(火)   | 学生定期健康診断                                       | 21日(水)  | 館山臨海実験所施設開放                              |
| 10日(木)  |  |         |  |
| 9日(水)   | 評議会、学生委員会、学生連絡協議会、教務委員会                        | 24日(土)  |  |
| 10日(木)  | 学生会館臨時運営委員会                                    | 8月5日(木) | 臨時評議会                                    |
| 11日(金)  | 電算機室運営委員会、奨学金選考委員会                             | 13日(金)  | 保健管理センター及び福利厚生施設移転、人事担当部課長会議(於人事院関東事務局)  |
| 12日(土)  | 人間文化研究科会議小委員会、人間文化研究科会議、大学院人間文化研究科(博士課程)入学願書締切 | 18日(水)  | 公開講座受付                                   |
| 15日(火)  | 施設計画委員会、保健管理センター運営委員会                          | 20日(金)  | 第13回事務局長懇話会(於電気通信大学)                     |
| 15日(火)  | 関東甲信越地区国立大学赤城山寮運営委員会(於赤城山寮)                    | 23日(月)  | 初任職員研修(於志賀高原体育運動場)                       |
| 16日(水)  |  |         |  |
| 16日(水)  | 理学研究科委員会、各学部教授会                                | 26日(木)  |  |
| 18日(金)  | 大学院人間文化研究科(博士課程)入学試                            |         |  |
| 19日(土)  |  |         |  |
| 21日(月)  | 一般教育委員会  |         |  |
| 22日(火)  | 東地区留学生交流研究協議会(於千葉大学)、国立大学協会総会(於教育会館)           |         |  |
| 23日(水)  |  |         |  |
| 23日(水)  | 評議会、大学院人間文化研究科(博士課程)合格者発表、学生委員会、院生協議会          |         |  |
| 24日(木)  | 学生会館臨時運営委員会、図書館運営委員会、全国国立大学学長会議(於教育会館)         |         |  |
| 26日(土)  | 大学院人間文化研究科(博士課程)入学手続                           |         |  |
| 28日(月)  |  |         |  |
| 28日(月)  | 入試委員会  |         |  |